

第3回
環境社会配慮諮問委員会

平成21年9月25日（金）

独立行政法人 日本貿易振興機構

午後3時08分開会

○事務局（柴田） お待たせいたしました。

それでは、山田理事が遅れておりますけれども、第3回ジェットロ環境社会配慮諮問委員会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は、前回7月10日に開催いたしました第2回諮問委員会の継続という形で行わせていただいております。

廣田委員は少し遅れるというご連絡をいただいておりますので、恐らく4時ぐらいにならないとお越しいただけないかと思えます。

あと、ご欠席の委員ですけれども、宮崎委員と吉田委員がご都合がつかないということで、本日ご欠席のご連絡をいただいております。

あわせてなんですけれども、ジェットロで人事異動がございまして、簡単にご紹介をさせていただきます。

総務部長、平井総務部長でございます。

○平井総務部長 平井でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（柴田） 産業技術部の市原部長でございます。

○市原産業技術部長 市原です。よろしくお願いいたします。

○事務局（柴田） よろしくお願いたします。

お配りしている資料の確認をさせていただきますけれども、前回の諮問委員会で案件形成調査の報告書のコメントを皆様からいただいて、そのコメントを事務局が取りまとめて、今回の検討用ペーパーにするようにという宿題を仰せつかりました。皆様のほうからお忙しい中、コメントをたくさんいただきましてありがとうございます。それを勝手ながら事務局のほうでこれはこちらの分類になるんじゃないかというふうに分類をさせていただきまして、今お配りしている討議用ペーパーとしてお作りしております。

最初から資料の確認をさせていただきますけれども、まず、本日の議事次第というのが1枚目にあるかと思いますが、その次に、きょうの出席者リスト、その次に、先ほど私が申し上げました「意見書作成のための討議資料」というのがございます。これが皆様のコメントを取りまとめさせていただいたものです。この取りまとめ資料については、お時間を若干いただきまして、私のほうから、どの方のコメントがどこの部分に集約されているかということをご説明させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

資料4につきましては、これは前回もお配りしております報告書の要約版でございます。全く同じものですが、今回はご指摘もありましてページを付してあります。それと最後に、前回ご了解をいただいて修正いたしましたガイドライン、今年の7月付のガイドラインがっております。それと別にクリップでとめてありますが、これはご参考までに、皆様からいただいたコメントのコピーを、順不同で申しわけありませんけれども、クリップにまとめて別にして置かせていただいております。これはきょう議論いただくための参考資料として置かせていただいております。

以上ですけれども、何か足りない資料とかございますでしょうか。ないようでしたら、この先、意見交換ということで、原科委員長に議事をお渡しして進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○原科委員長 どうもありがとうございました。

それでは、随分きょうも資料がたくさんありますけども、これ以外にもたくさんありました。報告書、その後の送っていただきましたので、各委員、皆さんそれをご覧いただいたようで意見をいただいております。全員から宿題は出していただきまして、それをお手元にも、これは公表しろと言え、この委員会の参考資料ということできょうは用意していただきましたので、この場でどんな意見があったかを確認しながら進めたいと思っております。

それで、この意見も、これだけたくさんいただいておりますので、量が多いので、ご説明のように、要約といいますか整理をしてもらいました。資料の2が「意見書作成のための討議資料」ということでございます。

ということで、まず、これはどういう整理になったかということをご説明いただいたらよろしいかと思っております。

○事務局（柴田） それでは、ご説明させていただきます。

「意見書作成のための討議資料」という両面で2ページ物になっております。いただいたコメントは、それぞれご自由に作っていただいたということもありまして、全体を通してご意見をいただいたもの、それと各報告書についてご意見をいただいたもの、さまざまでしたけれども、それらの共通項をその中から拾わせていただいて、全体のコメントという形につくらせていただいております。その中でもさらに報告書全体の書きぶりについてということで、「1）全体」で①、②、③というふうに入れております。

時間がありませんので、簡単にご説明いたしますけれども、この①「多くの報告書は案件形成調査段階における環境社会配慮としては、よく書かれていると思われる。」このようなコメ

ントをいただいた委員は、吉田委員、高梨委員、宮崎委員からいただいております。柳委員からは、特にアンゴラ案件に限ってですけれども、「良くできた調査だと思う。」というコメントをいただいております。

若干ご紹介しますと、例えば吉田委員からは「多くの調査において、時間的予算的制約に加えて、途上国特有の情報の未整備とそれへのアクセスが困難な状況の中で行われた調査としては、環境・社会配慮に対して誠実な努力をしていると感じました。すなわち、案件発掘形成調査段階における環境社会配慮としては満足できる報告書でした。」というコメントがあります。

すべてのコメントは、時間がないため控えさせていただきます。

②については「しかしながら、」ということで、記述内容の質に違いがかなり大きいというようご指摘がございました。これは村山委員からですけれども、村山委員のコメントをそのままここに上げさせていただきます。「しかしながら、記述内容の質に違いがかなり大きいように思われる。要因の一つとしてプロジェクトステージの違いがあると考えられるものの、その点を踏まえた上での調査の質の向上を図るべきである。」というコメントをいただいております。これは後段にわたっていろいろとコメントが出てきていますけれども、質の違いというところ、やはり情報がちゃんと把握できていないというところがこれらの代表的なコメントになるかと思えます。

③「報告書要約版にページ番号がないのでコメントしづらい。今後はページ番号をいれてほしい。」ということで、これは要約版に限ってこのようなコメントをいただいております。これは松本委員からですが、これも要約版ですね、「概要を要約のみで判断するというのを考えれば、要約版についても重要な情報についてはちゃんと載せるべきである。載せた情報について、ちゃんと根拠についてもその要約版について載せるべきである」というコメントをいただいております。

2)については「環境社会配慮項目と環境社会影響」という大きな項目でつけて、①から⑤までつくりました。

①の「調査報告の多くは、ジェットロ環境社会配慮ガイドライン、JICA、JBICなどのガイドラインを適宜参照し、チェックリストの全ての項目について記載がなされているが、一部の報告書ではチェックリストに即して行っているかどうか判断できない事例があった。今後は統合される新JICAスクリーニング様式の活用も考慮していただきたい。」というコメントになっております。これは村山委員、田中委員からいただいております。村山委員からは、チェックリストに即して行っているかどうか判断できない事例があったというご指摘、田中

委員からは、いろいろな報告書を見ていただいた上で、すべての報告書に対して、今後は新JICAスクリーニング様式の活用も考慮していただきたいというようなコメントをいただきました。

②のほうで「チェックリスト項目は応募者に公開してもよいのではないか。」これは宮崎委員からいただいたコメントです。「差し支えがなければ応募者に事前にお知らせしてはいかがか」というようなコメントをいただいております。

③「調査スコープの網羅性を確保するという観点からは、可能であれば、他の調査報告書と同様に、全ての環境チェックリストの項目について、何らかのリファァがされたほうが望ましいという考え方もあるかと思われる。その場合は、今後、委託調査会社に対して、報告書の書式を統一するよう指導、指示を検討してはどうか。」このコメントは廣田委員からいただいております。廣田委員は、全体のコメントと、あと一部サウジアラビアNABAAペトロケミカル調査報告書、これについても触れられて、このようなコメントをいただきました。

④「項目のチェックに当たり、案件発掘段階での調査において、質問項目がうまくミートしているか、チェックリストの再確認が必要ではないか。」というコメントもいただいております。これは高梨委員からのコメントですけれども、F/S前の段階での調査で、質問項目がうまくミートしているのかどうかということ、この辺の再確認が必要なのではないかというようなコメントをいただいております。

⑤「環境社会影響に関する情報把握が不足。社会影響の範囲が立ち退きに限定されすぎのものがある。移転以外の社会影響についても調査の対象とすべきである。」この項目について、かなり多くの委員の方からコメントをいただいております。やはり環境社会影響に関する情報把握というものが全体を通して十分ではないというご指摘があったということでございます。松本委員、満田委員、田中委員、柳委員、それぞれの委員の方からいろいろな報告書の要所所において、社会影響の範囲が、例えば立ち退きに限定され過ぎであるということですか、移転以外の社会影響についても調査の対象とするべきであると、環境社会影響に関する情報が全体に不足しているというようなコメントをいただいております。ちょっとたくさんコメントをいただいているので、はしょらせていただきます。

3)については「他の選択肢との比較検討」ということで2項目つくりました。

①「全体として比較検討に関する記述が少ない。最低限、事業実施・非実施の比較は必要と思われる。また、より詳しい比較を行わない場合はその理由を明記するべきである。」このコメントは、村山委員、満田委員、柳委員のコメントから、直接ぴったりこないかもしれないん

ですけれども、やはり他の選択肢との比較検討としている記述が少ない、もうちょっときっちりやったほうがいいのではないかというようなコメントをいただいております。

②「代替案との比較検討がされていないものがある。また、「プロジェクト実現のための当該国がなすべき事柄」が記述されていないものがある。これらは、今後実施段階の要求をしていく場合に重要と思われるので平成21年度以降の調査では、申請者に可能な限り書くよう知らせていただきたい。」というコメントをいただいております。ここのくだりは宮崎委員からいただいたコメントをそのまま載せさせていただいておりますが、同じような代替案との比較検討が十分でないというようなトーンで書かれているのは、満田委員のアンゴラ・ナミベのところでのコメント、あるいは吉田委員のカンボジア・プノンペンでのコメント、代替案という意味でのコメントが幾つか出されております。

4) 「ステークホルダーからの情報収集等」ということで、裏ページになりますけれども、これは4項目つくりました。

①「一部の調査でステークホルダー協議が行われているが、民間からの提案案件であり、先方政府が正式に承認していない段階の予備調査で、こうしたステークホルダー協議は住民をミスリードしないか心配である。」というコメントがありました。これは高梨委員からのコメントですけれど、「この点で議論できれば」とのコメントもいただいております。

②「地域住民を含むステークホルダー協議を行ったかどうか不明の事例がある。協議の内容を記載すべき。また、協議を行わなかった場合は、その理由を明記する必要がある。」というような内容のコメントを松本委員あるいは村山委員、満田委員、田中委員からも同様の趣旨のコメントをいただいております。

③「大規模な立ち退きが予想される場合、当該国の法制度の説明に留まらず、その実施段階で過去においてどのような困難が指摘されてきたかを、文献や簡単なインタビューから明らかにして課題を抽出しておくべき。」このような内容は松本委員からいただいております。この文面はインドネシア・ジャワ島の調査に対してのコメントをそのまま置かせていただいております。

④「先方事業実施機関が開催するステークホルダー協議では、通常影響を受ける人々の代表やNGOの代表が参加して、「利害関係者」間の話し合いとしなければならない。」これは田中委員から、ステークホルダー協議をやっているというような報告がなされているんですけども、その中身について、これはステークホルダー協議とはなかなか言えないのではないかというようなコメントをいただいております。

ほかにもステークホルダー協議については幾つかコメントをいただいておりますが、同様の内容がほとんどでございました。

5) については「その他」ということで5項目つくりました。

①「どのような分野の専門家が調査したのか判断できない事例がほとんどであるため、調査の実施者の専門分野を記述してもらう必要がある。」担当者の専門分野が書いていないということのご指摘が村山委員のほうからございました。

②「環境社会配慮に関する法制度などに言及しているが、途上国政府行政の最大の課題である“enforcement”（執行強制能力）の状況について、もう少し言及するべきと思われる。」これは吉田委員からこのままの言葉のコメントをいただいております。

③「財務分析の指標について様々なデータが使われている。こうした「指標の妥当性」について、財務分析の中で検討を加えてほしい。事業の必要性（需要予測）や緊急性および妥当性について議論する場が、将来的に先方の事業実施機関によつて的確に設定されることが必要と考える。」このような指標の妥当性、財務分析の中で検討するよつにということ、あるいは需要予測、事業の必要性や緊急性等々については、松本委員、田中委員からいろいろな報告書のところどころによつてコメントをいただいております。

④「住民移転が数万人規模で発生しうるとしている案件が含まれており、それらの事業に対する調査内容が他の事業と同等かそれ以下のレベルにある場合がある。こうした案件については、ガイドラインで求められている事項について、契約段階での助言と報告書の精査段階でのチェックをより詳しく実施する体制を検討する必要がある。」これは、大規模な住民移転が予想されるにもかかわらず、調査報告書の内容がほかのものと余り変わらない、あるいはそれ以下であるというようなご指摘でした。なので、契約段階ですとか報告書を精査する段階でジェトロ側でチェックをより詳しくしてくださいというご指摘です。これは村山委員ですとか吉田委員のほうからいただいております。

⑤「本調査終了後、案件実現までのスケジュールが適切でないものがある。」これは、報告書の中にスケジュールがつくられているんですけども、そのスケジュールのつくり方、例えば松本委員のコメントですが、フィージビリティ調査をするというふうに書いてあるんですけども、その期間が1カ月から2カ月ぐらいで非常に短いとか、その中に社会環境調査などが含まれていないとか、そういうスケジュールのつくり方をされていて、これは適切ではないというコメント、また、田中委員からは、そのスケジュールの表のつくり方の中で、1年目、2年目というような書き方をしているものは評価をするというコメントをいただいております

が、翻って言えば、逆に2000何年、2000何年というように、明らかに予定をされた年数でもってスケジューリングをしている報告書があるということでしたので、これは1つにまとめさせていただいて、適切でないものがあるというふうに入れさせていただきました。

ほかにも随所随所で非常に貴重なコメントをいただいておりますけれども、私どものほうで、今のようなざっくりとした形で討議用ペーパーをつくらせていただきました。そうではないというご意見もあるかと思っておりますので、ぜひこの場でご議論いただければと思います。よろしくお願いたします。

○原科委員 どうもありがとうございました。

私も全員皆さんのを読ませていただきまして、なかなか整理するのが大変だなと思っていましたんで、要領よくまとめていただいたと思います。

ただ、皆さんあれだけのたくさんを見ていただいたので、それがまた大変だったと思えますけれども、そういうことで、一応こんなふうなことになります。

1) から5) までということ、5) が「その他」でございますから、全体についての評価、これはなかなか難しいんですね。簡単に言えば、やはりいろいろ差がありますね。記述内容の質に違いがかなり大きいように思われるということ、1) の②に書いてありますが、そういうことだと思います。

なかなかきれいにでき上がっていますので、さっと見たときは結構まあまあいいような感じなんですけど、だんだんよく読んでいくといろいろ疑問が浮かんでくるので、やはりそういう時間がどれだけかけられるかによってまた評価が変わってくると思うんです。そんなこともございますので、少しその辺のことも踏まえて全体の整理をしたいと思えます。

まず、「よく書かれていると思われる。」という表現、これは全体としてはちょっとやり過ぎかもしれないんですけど、いかがでしょう。これは報告書でありますので、まずそういう意見があったという整理ですから、そうじゃないという意見も逆にあるわけですから、いろいろありましたんで、この辺はこういうことでいいですかね、こういうような意見もあったということ。

それから、2番目が、いろいろ質に大きな違いがあったと。それから、これは通常こういう文章は必ずページの番号はつけたりしないとぐあいが悪いんで、このページ番号はしっかりつけていただくということになりました。要約版ですね。今回そうしていただいたんですけど、そういうことになっております。ということで早速実行していただきました。

ですから、全体としての評価というのはなかなか難しいので、私に取りまとめたときは、こ

んな表現は少しまた工夫したいと思います。これも実は案もつくっていただきまして、そこでは、そこまではそういう表現になっていないですね。

○事務局（柴田） 質の向上を図るようという、質の違いが大きいというのは入れさせていただきます。

○原科委員長 そうですね。ですから、この段階ではそういうご意見がいろいろあったということで、これは整理していただいております。

まず、この辺から、じゃ1番の全体的なところでご意見ございますでしょうか。

どうぞ、満田委員。

○満田委員 今回、事務局が短期間の中に要領よく取りまとめをしていただきまして、ありがとうございました。

私自身、ちょっと提出がおくれてしまいまして大変申しわけありませんでした。全体的なところで私が気になったのは、単なる報告書の記述にとどまらず、一体この案件はこれから先、案件形成していったらよいのだろうかという案件もなくはなかったんです。F S前の準備段階だということを差しおいても、このまま粛々と、J I C Aによる協力事務費調査なり、あるいは開発調査なりをかけるにしても、非常に問題があるんじゃないかという案件もあったんです。それは物によってさまざまで、私がたまたま気になったのは、非常に大きな規模のプロジェクトでして、この段階にしろ、何が不明なのかという洗い出しもまだ不十分なのではないか気になった案件があったんです。

私がここで申し上げたいのは、調査報告書の中で非常に力作もあったんですが、要は、今後その案件形成を行うに当たって、やはりこの段階で警笛をならしておいたほうがよろしいのではないかと思われる案件もありましたので、それについては、今後この委員会のあり方ともかわってくるかもしれないのですが、何らかの形で具体的に公に対して意見を言える場があったらいいかなと考えた次第です。

ちなみに、私が気になった案件は、ジャワ島の高速鉄道です。

○原科委員長 その件だったと思いますが、インドネシア・ジャワ島高速鉄道建設事業ってありました。これは全部私、ご意見を拝見しましたんで、そのところでしょうか。

○満田委員 そうですね。別にこの調査がよろしくないとか、そういう意味ではないんですが、この案件自体が非常に大きくて、ここからすぐにF Sにつながるにしても、問題点の洗い出しが不足だったのかなと考えておりました。

○原科委員長 そうなんです。案件形成調査なので、プラス面、マイナス面、もうちょっと両

方をシビアに出していただくと判断材料になるんですね。基本的にプラスだというふうによられちゃうと、ちょっとそうなのか、そういう感じは持ちます。

○満田委員 私が言いたいのは、調査報告書の出来、不出来とか、そういう次元のコメントも非常に重要だと思いますが、案件自体の今後ということを考えるに当たって、関係者、今後それを受け取る側、日本国内のJICAみたいなところですか、あるいは受け入れ国の関係者に対して警鐘を鳴らすようなコメントを公にするような場があってもいいんじゃないかと、そういうふうを考えました。

以上です。

○原科委員長 ありがとうございます。

これは案件形成のための調査ですので、私もそういう点では両面をしっかりと書くのが調査だと思います。そういう面では、レポートの採点みたいな立場でいっても、いい面ばかりを書いていると、ちょっと一方的にすぎないかという感じを普通持ちますので、そういう点ではやはり両方をきちっと見ていただきたいと思います。

それから、私は、そういう意味では我々は文科省の科研費の報告書、これは研究が終わりますと出します。そのときは必ずどのぐらいの予算を使ったか金額と、それから期間とか、どのぐらいの資源投入をしたか、そういうことをきちっとまず要約に書くんです、頭のほうに。そういうのが我々の習慣なので、そういう目でぱっと見ます。そうすると五、六千万円が1件あたりかかっているわけです。それで、時間はそんなにかげられないですね、数カ月程度しか。そういう制約条件だということなんですが、そういう両方ともわかるようにやっぱり要約に書いておかないと、この情報の限界といいますか、そういうようなことがわからなくなっちゃいますね。だから、そういうようなことはむしろ要約版にはきちんとこれから書くような習慣にさせていただくといいんじゃないか思います。

特に、どのぐらいの期間の情報だと、期間の情報というのは、やっぱり要約できちっと示してください。だからそういう意味では、先ほど統一的な形である部分、いろいろ部分を示してもらいたいと、ほかの部分に関してご意見がありましたけど、私は要約版にはそういう費用対効果がわかるようなことも必要だと思います。本当、この前も申し上げましたけど、1年の事業ではもったいないから2年ぐらいかけるように変えてもらうといいですね。数カ月はもったいないですね。

どうぞ。

○満田委員 先生が今おっしゃったように、調査の中で、そういったよい面、悪い面をクリア

にするということも非常に重要だと思っています。

それから、もう一つは、これから案件形成するに当たって、要は、例えば明らかにこのまますぐにはF Sにはつなげられないですとか、あるいは案件形成することもちょっとこの段階ではいかがなんでしょうかということについて検討すべき案件もあるということ、そういう検討も必要だということ、このまとめの中に書き入れられないかということです。要は、非常に例えば巨大な事業なんかですと、例えばこのままの形でF Sにかけるには余りに例えばサイズが大き過ぎるとか、そういった事業もあると思うんです。そういったことに関して注意喚起するようなことはできないかと、そういったコメントです。

○原科委員長 次の段階ですね、次の段階の調査をどういうものを主体に行ったらいいかということも試算があるといいということですね。

高梨委員、どうぞ。

○高梨委員 私、全般的に見て、その以前のレポートよりは、特に環境社会配慮面について非常によくなったなというのは正直な感想でした。

それで、いつもジェトロさんの調査事業を考えると大事なものは、要するに、これは公募型でやっているというところなんですよ。民間からの提案に基づいて、その提案したものについて少し調査をしてみなさいということが基本的なこの事業の性格であるというところで、JICAさんの調査のように入札をして、そこの一番いいところに、内容について委託するという性格のものと当然違うので、問題は、でき上がった報告書を次の段階で取り上げる機関の基本的な問題だろうというふうに私は思っているんですね。あくまでも実施する立場で考えますと、予算の範囲内で、期間の範囲内でアットベストでまとめたもの、それが当然、物によっては不十分なこともあると思うんですが、それはあくまでも次の段階で取り上げる機関がそれを十分やっぱり把握できるような立場でないといけないと思うんです。それを公募型である事業者の人に、そういうものを求めるというのは、逆に現実には難しいじゃないかなという気がしています。

そこを一つジェトロさんはそういうときどういうふうにかむかというのは今後の課題だろうと思うんですが、これは後ほど私も幾つか懸念するポイントがあるんでまた申し上げますけども、要するに委託に出して、民間の方から調査レポートをいただいた後に、あとジェトロさんとしてのコメントといいますか評価といいますか、それはレポートとしての内容を充実すると同時に、当該プロジェクトについての評価といいますかお考えというのをどういうふうにまとめるかというのも、今まで実は余り議論されてこなかったところじゃないかと思うんです。

ですから、多くは鉄道案件についていろんなご批判がきつとあろうかと思えますし、実際 J I C A のベースでも現場からもいろいろな意見があったわけです。ですから、恐らく私が次の段階であれば、そういうものについては非常に注意しながらきつと取り上げることになると思うんですね。そうでないと、恐らく J I C A さんの役割は十分でないと思えます。このジェットロさんの報告書を持って、すぐじゃ F S をとというようなことは、恐らくそういう案件については、やっぱり慎重になるんだらうというふうに思っています。

そういう面では、最初に申し上げたように、このジェットロさんの調査というのは、あくまでも民間のイニシアチブをうまく活用しながら、彼らの持っている経験、ノウハウを活用しながら案件を形成していくと。それはイコール日本の O D A で必ずしも取り上げるものではないと。実際これを私ども事業者の立場で考えますと、従来、必ずしも取り上げていただけなかった案件が一方で随分あるんです。ですから、ここでやったからといって必ずしも取り上げてもらえないというのは、事業者サイドでは十分考えていると思えますし、幾つかコメントを拝見していて非常に心配だなと思うのは、いかにも次にもうすぐ続くような観点でいろいろなコメントをするというのは、なかなか現場からすると難しいだらうなど。なぜ公募型、それから民間のあれをベースにした調査というのは非常に注意しなければいけないかというのは、現地政府との兼ね合いなんですね。 J I C A の場合は、要請は必ずしも今は協力準備室で必要としませんが、基本的には現地事務所とここで M O U を結んだりして、必ず向こう側の関与というのはスタート時点であるわけですが、この事業は、そこがやっぱり民間のイニシアチブなので、必ずしも現地政府がフルに必ずしもサポートしていない、しかもそれを承認しているわけでもない、その中で民間が事業のための調査をしなきゃいけない、非常にハンディキャップを抱えた調査なんですね。

ですから、ステークホルダー協議も後で議論に出ますけども、やっぱり十分できないというのは、このジェットロ調査にやっぱり限界があるんですね。ですから、そこを最初の段階でクリアにしないと、 J I C A さんの調査と同じように考えて、同じような期待を持たれると、恐らく現場から言うと、それは難しいなというふうな気がしていますので、そういう面で、最初の段階ですけど、少しコメントさせていただきました。

○原科委員長 提案型といいますか、そういうふうなことですね。

○高梨委員 そうですね。

○原科委員長 そういう意味では、費用対効果、費用が5,000万円、6,000万円という金額なんで、それぞれそんなことまでやると思っちゃうんですよ。だから、費用対効果で言うと、も

っと費用を落として案件がそれこそたくさん出るようにしたほうがいいのかもしれないですね。つまり、まさに提案だから、全部がその何割かしか実現しない。歩どまりがあるわけです。何割しか実現しないということを考えると、いろんな提案を掘り起こしたいという趣旨であれば、もっとたくさん提案してもらったほうがいいのかもしれないですよ。そういう意味では、その制度設計というか、このあり方自体をもう一回見直すことも必要かもしれない。

だから、その辺はちょっとそういう側面もあるので、それなりのことをやっているというイメージの調査になっていますから、今、高梨委員がおっしゃった意味だったら、それはそれなりの枠組みをつくらなきゃいけないという感じも持つんですよ。だから、それだったらわずかに数カ月は余りに短いですね、案件形成は最低1年ぐらい様子を見なきゃわからないはずですから、案件形成をやる場合には、この制度設計というか、1年でやるというのは難しいかなという感じを持ったんです。それを先ほど申し上げたんです。2年ぐらいかければ、それはその地域のこともわかるし、提案ができてくるでしょう。そんな感じがしました。だけど、そういう位置づけというのはおっしゃるようなことだと思います。私はそんな理解をしています。

○高梨委員 あと金額的に先生が言われる五、六千万円というのは、恐らく日本の国内のあれからすると大きいほうだというふうに思うんです。

○原科委員長 大きいですよ。我々、文科省の科研費をやっているからもっと多いですよ。

○高梨委員 そうですね。ただ、我々からすると必ずしも大きいとは思わないんです。

○原科委員長 いや、さっきおっしゃったレベルだったら大きいんですよ、世界でも。つまり、5,000万円、6,000万円というのは、アセスの世界でもかなり実際的な細かい調査には金はかかりますけど、上のほうのSAとか、そういう段階、そんなに費用はかかってないんですよ、普通。その感覚だったらわかる。ちょっとかかり過ぎだなという感じを持ちます、私は。

○高梨委員 ただ、恐らく期間的にはそれでやっているの。

○原科委員長 だから、私は案件形成と今おっしゃったレベルであれば、費用とのバランスってどうなのということは感じるんです。

○高梨委員 そこはちょっと違うあれですけど。

○原科委員長 日本国内のアセスは、特に国際的に比較すると異常に高いんです。費用が。

○高梨委員 海外は、それは高い。

○原科委員長 それはご存じのとおり、海外に比べて日本は、国内は。億の単位を平気で使っているでしょう。でも、多くのアセスはそんなにかかっていないですから。

どうぞ。

○松本委員 私も高いと思います。少なくとも5,000万円は少ないと思ってここで議論されている人がそんなにいるとは思えないんです。ですから、これは少なくとも、今、国の財政が厳しい中で、毎年10億円程度のお金を使っているという自覚をして企業もやるべきだし、それで食べていけないなら提案はしなければいいんであって、そういう意味でいくと、これまでの歩どまりからいっても、国民世論からいけば事業化率10%ぐらいの調査にどうしてそんなにお金を出すんですかという議論があってもしかるべきだと思います。

ですから、高梨さんの今のご意見の中で、やはり考えとして私は賛成できないのは、少なくともこれは円借につなげるんだという目的が書かれているわけですよ。その先を考えて我々は審査するのは当然だと思うんです。その意識を持って提案する人もやり、審査をする側もやるべきだと思うんです。そうじゃなければ無駄ですよ、お金の。

要するに、企業が自分たちのスタッフを食べさせていくために、調査のための調査をやるお金にこれを使ってはいけないんですよ。

○高梨委員 いや、それは、松本さんが誤解しているのは、そんなに簡単に案件の形成はできません。歩どまりは例えば10%でも、それを一生懸命やってそのくらいなんですよ、きっと。100%なり、これをやったから必ず次につなぐなんていうのは、途上国の案件で考えたときに、そんなのあり得ないですよ。

○松本委員 でも、つなげるためにやっているのならば、それなりの内容にするべきだと思うんです。本当につなげるために、このジャワの高速鉄道を本当にこれぐらいの5,000万円で次にFSに行っていくかどうかと考えれば、それは考えられないですよ。スケジュールも拝見しましたが、10日間現地に行って5,000万円って、僕らNGOからしたら10年食べていきませぬ。

そういう意味からいくと、私は正直言って、少なくとも5,000万円使って円借款につなげるという目的のもとにこの調査が行われているのであれば、本当にこれを円借款につなげていくかどうかという視点で審査をするのは当然だと思うんですけど。

○高梨委員 それは次の段階のために、次の機関がそこを判断すればいいことだと思うんです。

○松本委員 いやいや、それはここでやっている意味がなくなるじゃないですか。我々のきょうの日当だってそれでは無駄になるわけで、これは先に進めるのには慎重になるべきですよというメッセージを伝えて初めて、きょうかかったお金が次につながるんであって、ここ後は次にお任せというのであれば、報告書だけ上に上げればいいわけじゃないですか。我々ここに必要はないんです。我々が言うのは注意喚起のメッセージを伝えることだと思うんです。

○高梨委員 少なくとも、この報告書でどれだけカバーされているかは言ってもいいわけで、さらに、それが結果的に次の段階の機関が取り上げるかどうか、それは次の段階の機関がしっかり把握しなきゃいけない。

○原科委員長 取り上げるかどうかは、それはわかりませんが、取り上げてもらえるようにつくるということですよ、これは。当然提案ですから。

○松本委員 あとは危険なものについては慎重になってくださいよというメッセージをこの委員会から出さないと、この委員会としての意味がないと思うんです。

○高梨委員 ただ、それはやっぱり機関との兼ね合いもあるから、これを全部そのままフルにできていれば一番いいですけども、やっぱりできないものが当然あるんだろう。

○原科委員長 そういうことなんです。だから、次の段階に取り上げてもらうために、やはり調査としては数カ月では余りにも短い、特に社会影響の問題を考えるとね。自然環境でもそうです。大体アセスメントは1年というのは最小限の単位ですから、だからこれは通常我々から言えば、そういう影響をチェックするには不可能な範囲なので、その枠組み自体を見直すようなことを考えたらいいなということは前にも申し上げたし、きょうもずっと今回これを見てますますその思いを強くしたのです。だから高梨委員がおっしゃることはわかるんです、案件形成だというのは。だから、その案件形成はそれなりの時間は絶対必要ですよ。それは数カ月では不可能でしょう、そもそもが。と思います、私は。だから、その辺もむしろこれから問題提起していったほうが良いと思います。

それで、今政府が、新政権は単年度会計だけでなく、複数年度会計もと言っていますから、むしろその新しいアイデアで、こういうものは2年計画でやってもらうとしたほうが良いと思いますよ。そうすれば、本当に次につながるようなものが出てくる確率は高まると思います。

ちょっとそういうことを話すと広がっちゃいます。ここで止めますね。そうすると、全体としての話というのはむしろ最後のほうが良いような気がしますね。

2番目にいきましょうか。環境社会配慮項目と環境社会影響、この部分は具体的です。2番目のところにいきたいと思います。この部分ではいかがでしょうか。

満田委員、どうぞ。

○満田委員 すみません、たびたび。最初の項目については私も同意見なんです。ただ、私の意見としては、チェックリストのすべての項目について記載がなされているかどうかよりも、不明点が明らかになっているということのほうがより重要なのかなと思っておりまして、私は、実は報告書の体裁がそろっていること自体はそれほど気にかけおらず、個性的な調査があっ

でもいいと思っているんですね。限られた予算の中で、特に調査者はここについてはがっちり調べたということがあってもいいと思うんですが、じゃ何を調べなかったのかということが明らかになるということのためにチェックリストが活用されているべきかなど。

ですから、提案としては、そのチェックリストのすべての項目について記載がなされるというよりも、実施した結果が書かれてというか、当然実施していない項目のほうがむしろ多いことが普通なので、不明点が明らかにされているということをもっと積極的に強調したらいいかかと思えます。

ちょっと表現ぶりについては今思いつきませんが、とりあえず以上です。

○原科委員長 どうぞ、田中委員。

○田中委員 私ども J I C A のほうは、環境社会配慮審査会で議論をしたことをすべて議事録として、ホームページ上にもアップして、それからいろんな報告書、これも準備段階での報告書から調査段階での報告書まで、これもすべて公開しております。そういう中で議論していることを踏まえて、今日ここで議論することについて、私も報告書をいただいて、読んだものをコメントとして出したという経緯がございます。

今日初めてここでそのコメントについて議論をさせていただくということなのですが、私の認識は、少なくとも J I C A の意見じゃないのですけれども、これは私は J I C A の中で環境社会配慮の仕事をしている者の一人として、私の名前がこの案件についてはこういう意見を持ちましたということを書き、それを、どういう形になるかわかりませんが、きちんと公表していただくのがいいと思って今回コメントをつくった次第です。

ですから、コメントをそういうふうに J I C A の中でやっているように公表するということがあれば、やはりそれなりに私たちも読まないといけないので、結構分厚いレポートがたくさんありまして、環境班の皆さんもコピーするだけでも大変だったと思うのですが、それなりに自分なりに関係する案件については読ませていただいたつもりです。少し時間がかかってご迷惑をおかけした部分もあるのですが、ここの環境社会配慮項目と環境社会影響というテーマについても、いろいろ申し上げたいことはそのコメントの中に書きましたので、後ほど個別の案件について少しお時間をとっていただければ、そこで議論したらもっとクリアに、この諮問委員会の意義はどういうところなのかということがはっきりするのではないかと、そういうふうに思っております。

特に、新 J I C A では私どもは J B I C の円借款部門と一緒にっており、まさに今回の円借款案件形成等調査、これが次の段階で私たちの仕事としてやるものも出てくると思います。

そういう視点で、私も現在の審査会での厳しい議論を踏まえた上で、私の個人的な意見としてコメントを出させていただいています。

そういう意味で、このコメントは各委員が個人的に責任を持って出すということで、それをきちんと公表していくということは、これは私どもの審査会でやっていることと同じことですので、それについても後ほど是非またご議論いただければと思った次第です。

以上です。

○原科委員長 意見に関しては、お手元に参考資料ということで用意していただきましたけど、私はきょうの段階ではこれは公表対象にはしないと考えたんですけど、皆さんそういうご希望があれば、それをここの場で議論していく形は考えます。しかし、これをお願いする段階ではそこまではいっていませんでしたので、宿題ということでメモをいただいたので、その段階で公表ということは言っていなかったと思うんです、私は。ただ、意見をいただかないと、私も皆さんがどういう意見を持っているかわからないのでということで書いていただいたんですね。だから、事前に全部拝見はしました。

ただ、拝見してこういう恰好でまとめていただいたら、その中身、やっぱりオリジナルデータがないと確認できないので、参考資料としてきょうは用意していただいたわけでございます。ですから、それをどう扱うかはまた後で議論しましょう。

どうぞ、村山委員。

○村山委員 まず、この諮問委員会がガイドラインに基づいて設置されていて、我々のまず最初の任務としては、ガイドラインの遵守がなされているかどうかというところをチェックすべきだろうというふうに考えました。

特に案件ごとのチェックの段階では、ガイドラインの例えば11ページの下のほうに書いてある（3）の「調査実施段階」、この内容を踏まえているかどうかということを特に気をつけて見たつもりです。

そういう意味では、今の（2）の①で書かれている内容については、（3）の2つ目のポツにある、項目の洗い出しに当たってはスクリーニングのチェックリストを参照すべきということが書かれていますので、それができているかどうかというのをまず見たということなんですね。

ですから、最低限これがあるべきであろうと、にもかかわらぬものがあるので、この点を指摘をしたつもりです。もちろん、全体的なチェックができていて、さらにここについてはよくわからないという点は、ぜひそれは加えたほうが良いと思うんですけど、最低限チ

チェックリストが参照されていない例があるんですね。それに対して、やはりこれはガイドラインを遵守していないだろうと思いましたが、①のような意見を出しました。

○原科委員長 これはちょうど新JICAで新しくつくっていますので、いずれこの部分の記載はまた変えていただくようになると思います。

○田中委員 現行のスクリーニングとほとんど変わらない内容ではありますけど。

○原科委員長 そうですね。

○松本委員 ただ、今回の調査の報告書を拝見しますと、JBICのほうで使われていたフォームでやりましたというのが多くて、この案件形成の段階というのは、むしろJICAのフォーマットでやる方が有効じゃないかなと思った次第です。

○原科委員長 今後は、そういうことで新JICAはセットでやりますから、これからは対応しやすいと思います。

そうしますと、今のご意見、このガイドラインに沿ってやっているかどうかのチェックはまざりたいと、しなきゃいけないということでは言っていましたということですか。

チェックリストの項目は応募者に公開してもよいのではないかと、こういうご意見をいただいています。この件はいかがでしょうか。これはどういう意味ですか。公開になっているんじゃないかと思う。公開していないんですか、公開になっているんじゃないの。どなたか、私、ちょっと勘違いしたかな。しているはずですよ。

○事務局（柴田） 公募段階で……。

○作本環境社会配慮審査役 作本ですけれども、去年度につきましては年度途中につくりました。ですから、秋口からできるだけ周知するというので、必ずしも相手方にもう一つのメモ書き、注意書きとともに送っているとは限りません。ただ、口頭でできるだけ広めて伝える、場合によってはJBICのウェブサイトを見てくださいというような指示は出しているはずですよ。

○事務局（柴田） JBIC、JICAガイドラインのチェックリストという意味ですか。でしたら公開されて……

○原科委員長 それはもう既に公開ですね。

○作本環境社会配慮審査役 それはもちろん公開されております。

○原科委員長 これはどういう、この意見、オリジナルな意見を見ますと、どこに書いてあったかな。

○作本環境社会配慮審査役 私のほうでJBICのチェックリストを、さらに、もしやしてと

ということで対象を広げるような、膨らませるような形で、配慮項目をふやしております。ということで、追加された項目にも気を配ってくればということで特につくったものであります。モデルというか基礎部分は既に公開されたものであります。

○原科委員長 2-1のチェックリストの項目はと書いてある。2-1ってどういう意味ですか。

○事務局（柴田） 2ポツで。

○原科委員長 これは公開、公表という意味じゃなくしてお知らせしていればいいという意味ですから、公表されているけど、手元にお知らせしたほうがもっと対応しやすい、そういう意味じゃないですか、宮崎委員がおっしゃっているのは。公表という意味より、差し支えなければ応募者にお知らせするようにと書いてありますが。これは公表していないという意味じゃなく、だからホームページを見るというのは、そういう手をかけないで、もう応募のときに資料としてこういうのがありますよと、そういうほうが丁寧でいいんじゃないですか、そういうご意見だと思います、この宮崎委員のは。公表しないという意味ではないということですね。もっとそういう情報提供を積極的にやりましょうという意味だと思います。そういうことですね。

じゃ、この件はそういうようなことで、ちょっと誤解があったようですから、そういうようなことで、公開はしていると。だけど、手元にちゃんとお伝えしたほうがいいんじゃないかということでございます。

それから、質問項目、うまくミートしているかチェックリスト、これはどうでしょう。

これはどなたが書いたのかな。高梨委員。

○高梨委員 報告書で使っている環境チェックリストというのは、これはJ B I Cさんのあれですかね。

○作本環境社会配慮審査役 ええ、J B I Cのもとに……

○高梨委員 そうですね。だから、冒頭、E I A及び環境許認可とか、地域住民への説明というようなことから始まっているんですよ。だから、これはステークホルダー協議なんか後の話題だと思うんですけども、一般的に案件形成ってまさにこれは初期段階の本当に初期だと思うので、E I Aが環境、環境許認可の方法については別途あってもいいと思うんですけども、まずE I Aなんてほとんど行われていないだろうと。

○原科委員長 段階が違いますからね。

○高梨委員 ええ。それと、地域住民の説明というのも、私はちょっと別件で逆にこれは問題だなと思うんですけども、こういうふうなチェックリストが妥当なのかなと思ひまして、この

案件形成の段階で。そういう面では、新 J I C A になりましたので、少し本当のジェトロさんのこういう初期段階の案件形成段階に必要なチェックリストというのは、ちょっと吟味したらどうかと思って申し上げたんです。

○原科委員長 そうですね、さっき田中委員がおっしゃっていたように、J B I C よりも J I C A のほうがまだ近いだろうと。それも、さらには今おっしゃったように、この段階にふさわしいものを整理して情報提供したほうがいいかもしれないですね。

じゃ、そんなようことで、この段階に適合したそういう参考情報を提供していただきたいと思います。

それから、⑤が特に大事だと思います。環境社会影響に関する情報把握が不足していたと。これがかなりたくさんご指摘いただいたようでございます。

これは、社会影響の中では特に住民立ち退き問題が大変重要な課題です。それで、当然これは配慮しますが、それ以外、移転以外の社会影響についても調査の対象にすべきであるということでございます。

この部分に関しては何かご意見ございましょうか。

柳委員のコメントの中で、案件に関する3番目、ジャワ島案件について、自発的住民移転って、これは非自発的でいいんですよね。これはミスですね、単なる単純な。「非」が抜けちゃった。

○柳委員 あっ、そうですね。非自発的住民移転です。

○原科委員長 どうぞ、満田委員。

○満田委員 私もこの⑤については非常に気になりました。とはいうものの、立ち退きに関する影響が十分かということ、そんなにないなと思う案件もありましたので、こちら辺は難しいところだなと思ったんですが、重要なのは前回審議役が強調されていたように、何が、どの影響が今後明らかにされていかねばならないのかという今後の課題への書き込みが重要なのかなと思ったんですね。社会影響って本当に見きわめるのは難しいと思いますし、住民移転という一番明らかな影響ですが、もう少し調査できるんじゃないかと思ったものもあるので、文言はこれに加えて、要はその不明確な影響についてきちんと洗い出されるべきであるということは必要だと思いました。

それから、ただ自然環境に関する影響は不足していないかということ、不足しているなと思ひまして、恐らくチェックリストに引っ張られたのかもしれないんですが、例えば保護区がないですとか、原生林、熱帯の自然林がないとか、そういう記述にとどまっているんですね。必ず

やサイトには行っているはずなので、その目視の結果がどうであったかというぐらいの記述はできるのにも思った案件もあったんですが、全然書かれていない。もちろん本格的な調査は今後されねばならないのですが、それにしても、今後調査する人に対する申し送り事項みたいなものが欠けているなということが気になりました。

つまり、保護区がないとか、熱帯の自然林がないとか、そういうちょっと平面的な記述ではなくて、やはり生態系に関しても今後やるべき調査についてはきちんと書くべきだ。ただ、この調査内でも、例えば文献調査ですとか黙視による調査結果の描写というのは、現場に行ったのであれば、あるいは文献を集めたのであれば可能なのではないかなということは印象として持ちました。

以上です。

○原科委員長 そういう記述が少ないものもあったということですね。当然やるべきだと思われることが書かれていないものがあったということだと思います。

どうぞ、作本さん。

○作本環境社会配慮審査役 今のご指摘、ありがとうございます。

今、チェックリスト項目に引きずられたためかという、私もちょっと注意しなければいけない文言がありましたので、一言言わせてください。

この案件に関しまして、やはりスクリーニング様式、初期段階で配慮項目を大まかに洗い出す段階ですが、この段階ではほとんどチェックが少なかったんです。それに対して、こちらはやはりやりとりの中で、こういう項目はあり得るんじゃないか、住民移転も含めて、こういう問題が起きそうなんじゃないかということで随分やりとりをして、それでも少しでも洗い出し項目を膨らまして報告書ができ上がったというような経緯がございます。

以上です。

○原科委員長 よろしいでしょうか。

高梨委員、どうぞ。

○高梨委員 質問なんですけど、ここで言う十分でなかった社会影響調査項目というのはどういうものを指しているんですか。

○原科委員長 それは、私の理解では、直接的というか、副次的影響というのかな、そういうようなことに対する、普通に考えて出てくるようなことが十分調べられていなかったというような意見だったと思います。ちょっと見てみます。どなた、松本委員。

○松本委員 私のポイントは、住民移転が起きる、つまり土地収用があるということは、農地

だけをとられる人とか、生計手段を失うけれども家は立ち退かないでいいとか、そういう人は必ずいるわけですから、例えばさっきのジャワのであれば、5万4,000人立ち退くということは、相当数の人たちが立ち退かないでも生計手段に影響があるとか、あるいは農地に影響があるとかという人たちが当然いるだろうと想像するんですが、それについての記述はないということですね。

○原科委員長 松本委員の意見のところを見ますね。これは皆さんごらんいただきたいと思いますが、インドネシア・ジャワ島高速鉄道建設事業調査というところのご意見で、この資料の1ページ目ですけど、一番下の4番、「社会影響の範囲が立ち退きに限定されすぎ。以下の表は」云々ということで具体的な表を示していただいたんですけど、移転しないが悪影響を受ける住民が10万5,000人ほどという予想だったのが、実際には随分多かったと書いていますね。26万3,000人、2.5倍になったということで、そういう立ち退き以外の影響も相当大きかったということをご具体例を示しておられます。そういうようなことですね。だから、移転以外の社会影響についても調査の対象にすべきであるというご意見だと思います。

立ち退きは一番大きな問題だとわかりますけど、それ以外もかなり無視できないものがあるということで、そういった点も十分把握していただきたいということだと思います。

この部分はよろしいでしょうか。環境社会配慮項目と環境社会影響、環境影響、社会影響それぞれについて情報把握が不足している例が結構あったようだというご意見でございます。まさに報告書によると思いますから、個別にそういうことをきちっとやっているものもあるし、そうじゃないものもあったということで、結構でこぼこが大きかったということだと思いますが、そんな理解でよろしいですか。

では、2)のところ、もしよろしければ次にまいります。

3)「他の選択肢との比較検討」、代替案の比較検討というのはアセスメントの場合の基本でございますので、これに関するご意見もいただいております。まとめていただいたものでは、①、②ですけど、たくさんの方からご意見があったというのはご説明いただきました。

まず、代替案と比較検討しなきゃいけないが、されていないものもあるとか、それから比較検討しても余り詳しくないとか、そういうことで、その辺の改善をお願いしたいと。それから、特に最低限事業を実施する、実施しない、1かゼロかという感じですけど、その比較は必要と思われる、これは必須事項ではないかということのご意見でございます。

それから、②「代替案との比較検討がされていないものがある。」という後に「また、」とありますが、この「また、」は項目としてはちょっと一緒に書かないで分けたほうがいいのかも

しれないですね。「プロジェクト実現のための当該国がなすべき事柄」が記載されていないというような、代替案との比較検討とはちょっと違う種類のことだと思いますから、これは分けて整理したほうがいいんじゃないかと思います。

○事務局（柴田） 宮崎委員のコメントをそのまま書かせていただきました。

○原科委員長 宮崎委員はそう書いておられましたけど、これはページと資料を分けていただいたほうがいいですね。この部分、何かご意見ございますでしょうか。

どうぞ、作本委員。

○作本環境社会配慮審査役 事務局のほうからですが、ちょっとここに実際に代替案を考えるに当たって悩みを抱えております。いっぱい悩みがあるんですが、そのうちの一つです。

代替案について、原則としてとか、どういう条件の場合には行くと、そういうようなことがガイドラインには書いていないんですね。ということは、逆読みすれば、すべての場合に代替案を考えなさい。ただ、代替案につきましても、経済的な意味合いでの代替案もありますし、ルートの代替案もあります。いろいろやりようがあるんですが、どのような前提条件のもとに、どのような方法で、深く浅くも含めて、要素を取り込んでやるべきなのかということについて、皆さん方からもしご意見いただければ、これからの作業がありがたいと思います。

以上です。

○原科委員長 じゃ、今の代替案の考え方、どんなようなものを比較検討したらいいかということでご意見いただきましょうか。

松本委員、どうぞ。

○松本委員 これはこの委員会でかなり議論になって、前産業技術部長と激論を交わしたところなわけですけども、先ほどから高梨さんもおっしゃっているように、相対的に額が多くない中で、こういった代替案のような検討を求められて、期間も短いというような議論もありました。さはさりとは、事業の上流部分こそこうした代替案検討が重要であるということは皆が認めていることなわけです。したがって、こういう案件形成の段階の上流にあるからこそ、やはり代替案は当然書かれるべきだという議論をここでかなりやりました。

しかし、そこでジェトロ側とすれば、いや、この提案した案件が代替案の一つなんだという主張をさらにそこでされていたわけです。つまり、ここは代替案を示すんじゃなくて、代替案の一つを示し、ほかにいろんな代替案があるんだという議論をここでしたという、ここでの議論の経緯はそういう、ざっくり言うとそんな感じなんですけど、そこで最後こういう文言をガイドラインに書いたというところは、やはり少なくともこれを売り込む以上は、これが非常に将

来有望な意味あるプロジェクトなんじゃないかと提案するからには、その理由があるはずだと、それはつまり何もしないよりもいいだろうし、こういう例えば石炭よりこっちのほうがいいんじゃないかとか、そういうあくまで売り込むために通常な何かと比較をして売り込むはずであると。

したがって、その比較しているものというのは、それは提案して、しかもそれを自分たちからこれをやったらどうだろうと言っているんだから、そういうものを持っているだろうと。つまり、すべて網羅的に代替案を求めることは難しいでしょうと。例えば電力をやっているときに、じゃ電源を水力にした場合、火力にした場合、何とかにした場合、全部を比較しなさいというのは無理でしょう。しかし、提案されている事業を売り込むがために比較優位がどこにあるかというのは当然売り込む以上はあるでしょう、そこはやはり代替案としてしっかり書いてくださいという、これは私の意見というよりは、ここでの議論もご紹介、私はもう少し踏み込んでほしい気持ちがありますが、ここはあくまでこの議論の中ではそういうふうに行っているということなんです。

○原科委員長 ありがとうございます。

○松本委員 よろしいでしょうか。

○原科委員長 どうもありがとうございました。だから、同一のアクションは最低限私はやっぱりできるし、やってもらわないと困ると思うんですね。その辺の合意はあったように私も思っています。

どうぞ、田中委員。

○田中委員 代替案の例としまして、例えば長大橋と言うのですが、長い橋梁、こういう橋梁をかける場所には大抵フェリーが運航している場合が多いです。そうしますと、そのフェリーの改善を、これからどういうふうにしたらその橋梁を必要とする年月までもたせることができるか、そういったところも代替案として検討し、フェリーの改善を先ずは行っていくということも大事ななと思っています。これは実際に第二メコン架橋というカンボジアの橋で、フェリーの改善をするということを行ってから、将来的に橋をつくっていこうというような、そういう形になったケースもございます。

ですから、それも一つの代替案ですね。橋を最初からありきでつくるということではないという上記の調査の例もございますので、今後、道路案件ですとか、そういった橋梁案件の場合には、フェリーというものも是非改善を考えるということをしていただければと思います。

○原科委員長 いただいた意見の中に、そういうご意見をいただいた、結構ありましたね。道

路との問題とか、いろいろ既存のものを使ったらどうかという、比較したらどうかというご意見をいただいていた。

いかがでしょう。ほかにございますでしょうか。

村山委員、どうぞ。

○村山委員 今の点に関しては、ガイドラインの中で事業の効果、影響という項目が入っていて、それとその選択肢との比較等を可能な範囲で行うというような意味合いです。

私が見た範囲では、前者の事業の効果、影響については比較的よく書かれているんですが、ほかの選択肢との比較については、相対的には割と少ない印象があるんですね。

ですから、報告書の作成者の方々は、効果、影響についてかなり力点を置かれているようで、それはもちろんあっていいのですが、それに加えてほかの選択肢の検討についても可能な範囲でぜひお願いしたいということです。

○原科委員長 どうぞ。

○田中委員 つけ加えなんですけど、先ほど橋梁あるいは道路、それからフェリーというお話をしましたけれども、日本のフェリー業界の皆さん、なかなかこれから厳しい時代を迎えるという状況の中で、日本のフェリーって非常に安全運航をしながら、きちんとしたフェリーの輸送体系をこれまで築いてきて、ノウハウもお持ちの方もたくさんいらっしゃると思うのです。

逆に言うと、そういう人たちがこういう調査で、いろんな途上国で橋よりもまずフェリーをきちんとしなきゃいけないという国がたくさんありますので、そういったところでこういう調査をして、日本型のきちんとした協力を、例えば円借款で将来的にできないかというような調査をもしするのであれば、これは非常に説得力のある結果が生まれる可能性もあるのではないかなと、そういうふうに思ったりしております。

○原科委員長 柳委員、どうぞ。

○柳委員 田中さんの先ほどのお話は、JICAの社会環境配慮審査会でいろいろと議論したテーマでしたよね。だから、箱物行政的な発想が公共事業にはどうしてもあって、人的資源とか人的開発というソフトな部分をどうやってこういった援助につなげていくのか、そこが若干日本は弱いんですよね。そういう視点はないことはないけど、少ない。つまり、それは余りお金がかからないとか、要は事業費としては小さ過ぎるとか、そういうような発想のほうが最初にどうしても立ってしまうんじゃないですかね。でも、人的なインフラを整備したり、そういったノウハウを伝達していくというのは結構お金のかかることなんですね。基盤をちゃんと整備していくということをまじめにやっていくと、非常にコストがかかること、そういう発想の

転換がやはり援助に当たっても必要ではないかなというふうに思います。

だから、代替案検討というのは、基本的に実行可能な案の中でできるだけ社会環境配慮をして、環境負荷を低減化させていく、回避していくというのが基本ですから、その基本に基づいてやはりちゃんと検討しておいていただかないと、それは代替案検討にはならないと、そういうふうに思います。

○原科委員長 なるほど、おっしゃるとおりですね。特にこれから日本、財政が厳しくてODAもずっと一本調子で最近減ってきましたんで、財政の枠組みが厳しくなりますから、むしろそういう意味では余りハードいっぱいというのは難しいですね。

それから、新政権もソフトをなるべく実施するような言い方にしていますんで、だからそういう意味でも、そういう方向にちゃんと対応できるようなことでやってもらうと実が上がると思います。実が上がれば、いずれまた予算はもうこれ以上減らしちゃいけないという話になると思うんですけどね。

そんなわけで、今おっしゃったとおりだと思います。そういう面をぜひより強く出させていただくと将来新しい展開ができますね。ちょうど鳩山首相が国連で話したりしたこともそういう感じがしますよね、アメリカとの協調でも。あれはアフガンの問題でしたっけ、むしろ平和支援は人的なそういう支援のほうで力を入れたいと。アメリカもそれを結構求めているでしょう。だから、そういうようなことは非常に国際的に評価されるんじゃないかと思います。

ほかにございますでしょうか。高梨委員、どうぞ。

○高梨委員 1点、選択肢の問題で、なかなか応募企業はこれが一番いいんだと思って応募するようなことで、それを翻って、当然ながらほかとの比較も考えるんでしょうけども、これは実務的に環境審査役のほうで、途中段階で一たん中間のレビューをしますよね。そういうときに、大体代替案の検討はどうされていますかというようなことでのアドバイスというのは可能ですかね。

○原科委員長 どうぞ。

○作本環境社会配慮審査役 今のご質問ですが、中間段階ですが、全部の会議に参加することはできませんけれども、ただ現地調査から帰ってきた段階ですので、彼らの情報等もフレッシュであります。そのときにやりとりをしました。

ただ、やはり口頭でのやりとりだけでは不十分でありまして、その後にドラフトが出てから、極めて短期間、1週間あるいは10日ぐらいのうちに原稿を一、二回回すという極めて短い期間でコメントを書き込んでいくということであり、私も5件、10件を同時並行で見るという

ことですから、項目の洗い出しまで十分気が回らないという弊害があるかと思えます。マイナスがあるかと思えます。

○高梨委員　そういうふうにドラフトが出てからコメントされることが多くて、現場では大変だということも聞いているものですから、ですから、もし現地調査が終わって帰ってこられたら、先ほど松本さん、皆さんが言ったように、本当、できれば比較をしたほうがいいようなものも、やっている人たちはもう自分たちのプロジェクトを一生懸命いいものにして、ぜひつなげたいということが余りにもあって、恐らく比較検討するんでしょうけども、今のように十分でないような場合もあるかと思って、それを最後ドラフトの段階で言われると、もう双方困ってしまうんです。ですから、何か代替検討はどんなふうにされますかというのは、別に口頭で聞いて確認できるようなことがあろうかと思うんです。

○作本環境社会配慮審査役　今の貴重なご意見ありがとうございます。ドラフトの段階ではやはり手遅れだろうという考えがありまして、チェックリストとまず去年注意事項というような形での資料をできるだけ配るか、あるいは周知させるというような方向をとったんですが、恐らく今年度はもっと早い段階で執筆者というか調査者にそのような資料が手渡ることになるかと思えます。

やはり実際、執筆者というか担当者と話ができるのはまず応募段階なんです。応募段階で企業からプレゼンを聞くことがあるんですが、そのときに呼んでいただいて、事業の概要を私も勉強させてもらいながら、こういう項目が環境のスクリーニング様式のチェックリストから落ちているんじゃないかとやりとりを行うことが多いです。ですから、それをずっと引き継いでもらって、実際はその後に出張に出ると、環境社会配慮の担当がおられれば、その方がその問題意識を引き継いでいってもらうというようなことが多いんです。ただ、それがまたしばらくたって報告書に反映されるかどうかは必ずしも定かではありません。

以上です。

○高梨委員　弁解するわけじゃないんですけども、ジェトロ調査をやる調査団のメンバーと、それから J I C A さんのやる調査団のメンバーというのは、必ずしもイコールでない場合があって、J I C A さんの場合はもう毎回やっていますからあれですけども、ジェトロさんは意外とそこでチームをつくってということになって、昨年注意書を渡したでしょうと言っても、恐らく違う人がメンバーで来ると、ましてメーカーや商社の人たちが一緒に組むというような形になるんで、恐らくなかなかそこは、前年度のあれが移行されているかどうか、現実にはなかなか難しいだろうと。しかも応募ですから、必ずしも通るとは限らないということなんで、

深いところ途中段階でちょっと言ってあげていただくと、恐らく違うかなというふうに思って、ちょっとお願いですけどね。

○原科委員長 そうですね。毎回、ですから応募段階でも代替案の比較検討はどういう意味があるかをちょっとしつこいようにご説明いただくといいんじゃないですかね。特にその案件がいいと言いたいのであれば、相対化して表現してもらわないとわからないから。

○作本環境社会配慮審査役 応募段階の説明書というか、そういうものはあります。ですから、一般のまず説明会の段階におきまして、ジェトロの環境社会配慮のガイドライン、こういうものがあって守ってくださいということで、まず一般的な説明が初期段階で、最も早い段階で行われております。それから、段階を経ながら、幾つかのステップにおきまして、環境社会を守っていくのは大変ですよというような形での具体的な指示を徐々に出していくということになっております。

○原科委員長 そういうときに審査役も出られる。

○作本環境社会配慮審査役 できるだけ出るようにさせていただいております。

○原科委員長 審査役から強調していただくと非常に伝わるんじゃないですか。

○作本環境社会配慮審査役 ありがとうございます。

○原科委員長 それはかえってやっぱりそうやって言っていただくと。

それでは、代替案の比較検討のところは今のようなことでよろしいでしょうか。

どうぞ、満田委員。

○満田委員 代替案の比較検討については、もちろんこの段階のものということで大きな限界があるのかなと思っています。私は、代替案の比較検討がお行儀よく、何となくみんなが納得するような形で一覧表のような形になってされているということもわかりやすいし、重要だと思っているんですが、ちょっと気になったのが、その比較のときに使われている指標が、これは提案者の心理状況を見れば無理からぬことだと思うんですが、少し都合のいいような、事業効果は書き込まれているんですが、同じ案の影響の部分が、ほかの部分では書いてあったとしても、そのところで弱いとか、それが気になったところなんです。

私が最初に読んだのがアンゴラのナミベ港だったので、このときはまだ元気があったんで一生懸命読んで長目に書いてしまったんですが、これは、ただほかの報告書から見れば、むしろよく書いてある報告書かなと思ったぐらいなんです。つまり、きちんとWithとWith outも書いてありますし、場所だけなんです、場所についての比較も行われていたんですね。指標も何となく普通と思うような指標が使われているんですが、それでもちょっと読んで

みると、やはり雇用機会の創出とか生計水準については書いてあるんですが、負の影響のほうですね、漁業影響、漁業影響はほかの項目ではすごくよく書いてあるんですが、代替案のところにそこら辺が反映されていなかったりするんで、論じるのであれば、きちんと正負の影響をそろえて論じるべきであるというのが1点感じたところです。ですから、限界があるので論じないという点もあるかもしれないんですが、論じるのであればきちんと論じる。

それから、もう一つ考えたのは、やはりこの段階でできることは限界があるというのは、先ほどからほかの委員も繰り返されているとおりでありますが、とりわけ、例えば田中委員が指摘されているようなもっと大きい意味での代替案、例えば橋かフェリーかみたいな、同じ事業効果を上げる、異なる手段を比較するとか、そういうあるレベルの話、それからこのナミベ港の場合は、恐らく漁業影響ですとか、あるいはその他の社会的な影響ですとか生態的な影響は将来的にはもうちょっと踏み込んで論じるべきだと思われるんですね。これを便宜的に指標と言いますが、そういった指標プラス、田中委員が先ほど言っておられた手段みたいな案の比較は、今後こういう論じ方をしたほうがいいと、これもまた申し送り事項で、この段階で何ができなかったのかというのは、ちょっとこれは欲張り過ぎかもしれませんが、やはり報告書に書いていただいたほうが、より次のステップで踏み込んだ比較ができるのかなと感じました。

○原科委員長 柳委員、どうぞ。

○柳委員 この代替案の比較のところ私の読んだ案件の中には一覧表でマルとかバツとかつけてわかりやすいのもあるんですけども、何でマルで、何でバツなのかということの理由は書いていないわけですよ。

私も最近のアセス事案の審査をやっている、例えば小学校とか住宅一般のところに道路をつくるのに、そこにマルがついているというのは、どういう理由でマルなのかとか、判断に苦むところが若干あったので、また評価の仕方の判断基準を、どうしてそう判断されたかということはちゃんと書いておいていただければいいかなというふうに思いました。

○原科委員長 タイ案件ですね、今おっしゃったのは。

ほかにございますでしょうか。でも、代替案をこうやって比較するようになったというんだから、やっぱり大分、高梨委員もおっしゃったけど、進歩してよくなってきましたね。

じゃ、この辺でよろしいでしょうか、今の件につきましては。

では、先へ進めさせていただきます。

4) 「ステークホルダーからの情報収集等」、ステークホルダー協議につきまして、これはこういう案件形成段階でどこまでできるかということはやはり問題だ、これもこれまで委員会

でも議論いたしましたけども、この辺についてはどう考えたらよろしいでしょうか。

どうぞ、高梨委員。

○高梨委員 私が読んでいる中で、バンドンのプロジェクトで、何か住民等の協議が行われたときに、地域住民に関係した開発計画の実施について、地域住民には十分な情報提供がなされず、そのため地域住民は不快感を持っていたというふうな記述があったんです。ですから、やっぱりこれは非常にステークホルダー協議の難しさだと思うんですけども、これはあくまでも民間の提案型の調査の中で、恐らく政府の関係機関の開発計画との兼ね合いだとか、それから全体計画というのをまだ十分できないだろうと思うんです。だから、その段階でどう住民に情報提供をするか、それこそまだ実施する方向もわからないし、本格調査もやるかどうかわからない、そういう段階でどこまで住民にそういう情報を提供したらいいかというのは、やはり非常に現場としては迷うところだなと思ってちょっとコメントさせていただきました。

○原科委員長 これはコミュニケーションを工夫すれば可能でしょうか。難しいと考えられますか。

○高梨委員 というのは、もし住民が当該プロジェクトと何か現在政府が行っているものとの関係だとか、当該プロジェクトが本当に予算がついて実施されるのかというふうに言われるときは何にも言えないと思うんですけどね。だから、それにもかかわらず、こういう計画を我々は持っていますよというお話をするとき、非常にうまいプレゼンテーションの仕方をしなきゃいけないなと思って、実施をする人たちは本当これは苦勞だなと思うんですけどね。

○原科委員長 村山委員、どうぞ。

○村山委員 今、高梨委員がご指摘されたプロジェクトに関して、ステークホルダー協議という意味では非常に充実したプロジェクトの一つだなと思って読みました。内容を拝見すると、これは案件形成の提案者が行ったというよりは、報告書はバンドン市が作成したと書かれているので、むしろこれは地元の行政がこうした協議を行ったのではないかと思います。

そういう意味では、ある程度実施する主体が積極的に協議をした例ではないかなと思います。

○原科委員長 官民パートナーシップによるニュータウン化ということなので、官のコミットがこれはあると考えたほうがいいのか。そんなふうに見ることができますでしょうか、どうでしょう、この例を見て。

ステークホルダー協議をやって、相当注意しなきゃいけないですけども、でもないのもちょっとぐあいが悪いなという感じもするんです。せつかくこれだけのお金をかけて調査するんだから、何か誤解が生じないように工夫して情報を集めていただく。

どうぞ。

○作本環境社会配慮審査役 すみません、事務局からまた1つご質問申し上げたいというか、皆さんに考えていただきたいんですが、このステークホルダーという定義、ジェトロの定義というのは、ある意味ではJICA、JBICと違うということで、3つの段階づけになっているのはご存じのとおりです。

第1段階が、いわゆる実施担当者、これは原則的に行うものとされており、我々もそれさえなければ何ら項目の洗い出しができない。まず、ある意味では義務的にだと思っておりますけれども、それが第1前提。

次に、第2段階が、環境影響の地域が特定できた場合、この場合には実施担当者からそのステークホルダーの範囲を聞くことができます。ですから、ここでは項目の洗い出しはできないんですね。関係者の範囲だけを洗い出すことができる。それをさらに上回るには、第3段階におきまして、調査者が必要だと判断した場合には、その他の人にあたって、必ずしも住民だけじゃなくて、専門家、NGO等にあたって、意見を聴取することができるというような書き方になっているわけです。

そういう意味では、この3つの関係が並列であるのか上下関係に立つのか、地域指定がなければ2番目に進む必要がないのかが疑問となります。場合によっては、ある質問があったんですが、実施担当者とだけヒアリングすれば足りるというふうに解釈することも十分可能なわけです。

私自身は、はっきり言ってステークホルダーの定義をジェトロ特有のものをつくっていただいて、特に気にはならないんですが、ただ、私ども最終段階におきまして項目の洗い出しが足らなくなることはできるだけ避けたいと、できるだけ広い意見を集めるためのステークホルダーは、逆にそちらの立場から演繹的に設定していただけるようにむしろ解釈していただきたいというふうに考えてます。

ですが、それは必ずしも直接に住民にあたるという意味ではありません。必要な情報がないんだっただらば、専門家あるいは大学の先生等にあたってでも集めていただきたいというのが私自身の本音で、そんなふうにちょっと指導というか指示を勝手にやっているような状態にあります。

○原科委員長 ステークホルダー協議にかかわらず、何らかの方法でそういうステークホルダーに関する情報を集めていただければいいということですね。

○作本環境社会配慮審査役 そのとおりでして、最終目的は、環境社会配慮項目の洗い出しが

不十分でないことであり、不足がないということをやはり報告書作成の基本としなければならず、皆さんから広過ぎる、狭過ぎるといろんなご指摘があるわけですから、それにこたえなければ、私ども報告書の中で十分責務を果たせていないと思っております。

以上です。

○原科委員長 だから、ステークホルダー協議をやった場合に、そういうリスクが大きいと思われる場合には、むしろほかの方法で情報収集していただければよろしいという。

どうぞ、田中委員。

○田中委員 案件によっては、フィージビリティースタディーに近いようなレベルでの形成調査もありますし、マスタープランのもっと前のような段階の大規模インフラにかかわる調査もあります。そういたしますと、ステークホルダーの定義につきまして、きちんとやっぱり理解をしておいたほうがいいと思います。

私ども J I C A の現行のガイドラインでは、コメントにも書いたのですが、ステークホルダーの定義は次のとおりになっております。

「現地ステークホルダー」というのは事業の影響を受ける個人や団体（非正規居住者を含む）及び現地で活動している N G O をいう。また、「ステークホルダー」とは現地ステークホルダーを含んだ、協力事業に知見もしくは意見を有する個人や団体をいう。これが私ども J I C A が現行で運用しているガイドラインに載っているステークホルダーの定義です。

そういうことを考えますと、例えばジャワの高速鉄道プロジェクトの場合、ステークホルダー協議をやりましたというのが3-11ページからちょっと出ていたのですが、そこを拝見しましたら、23人の方がステークホルダー協議に入ってやったというふうに書かれてありました。そのうち5人の方が鉄道総局の人で、それから10人の方が調査団の人で、そうすると23人のうち8人のみがいわゆるステークホルダーとなります。それもステークホルダーと言ってはいるのですが、N G O の方は入っていませんし、公共事業省とか国家開発計画庁とか、そういう役所の方が8人入って、それでステークホルダーというふうな書き方になっています。これは逆に誤解を招いてしまいますので、むしろそこはこの案件の関係する人たちとの協議を持ったぐらいの書き方に本当はすべきだと思うんです。

ここで大事なのは、こういう鉄道案件をインドネシアでやる場合に、例えば N G O の皆さんについて、かつて鉄道案件でどういう意見を述べた団体がいて、そういうところはこういう名称の団体の人で、組織はこれぐらいでとか、まさにそういうことをきちんと案件形成の段階で調べていただくことが大切です。ステークホルダー協議を将来的に行う際に、案件をもしこれ

から調査するのであれば、そういう人たちに入ってもらおうということ为先方の事業実施機関の人たちが理解して入れていくということになるのではないかと思います。

ですから、案件にもよりますけれども、非常に大規模な案件の初期段階での案件形成のときには、「ステークホルダー協議をやりました。」という書き方は、繰り返しになりますけれども、しないほうがよろしいかなと思います。むしろ関連情報を社会環境調査の団員の方が調べて報告書に入れていくというふうにされたらいかがでしょうか。

○原科委員長 今、無理してステークホルダー協議はやらないほうがいいのかもあると、できれば……

○田中委員 やってもいいんですけど、やりましたと書くのだったら、それなりのちゃんとしたやり方をしていけないと意味がないということです。

○原科委員長 だから、ステークホルダーの中身が、そういう中身のものであれば書いてもいいんだが、そうじゃないのに無理して……

○田中委員 無理して書いたらいけないと思います。

○原科委員長 つまり、それは……

○作本環境社会配慮審査役 無理しているわけじゃなくて、今のジェトロのガイドラインからいけば、それでステークホルダーであるというふうに一応定義づけしていますんで、ただそれをもってして一般的なステークホルダー会議というふうに名称を使うと、そこにすりかえが生まれる可能性がありますので、ご指摘のとおりだと思います。

○原科委員長 ガイドラインでは、たしか今の議論のようなことで表現しなかったですか。ちょっと確認しましょう。

○松本委員 実施機関は実施機関として書いて、その協議の中でステークホルダーを特定するという議論をしたというふうに私は理解しますね。

○原科委員長 そうそう、そう思います。だから……

○松本委員 マストとして行わなきゃいけないというか、最優先は実施機関と、ただし実施機関と議論して、その影響範囲がわかるのであれば、ステークホルダーをそこで特定していくという。

○原科委員長 そう、これのガイドライン、10ページのところで「調査における配慮事項」で「ステークホルダーからの情報収集等」という表現にしておりますね。それで、ここでは「調査の実施者は、提案プロジェクトの想定される実施機関との協議を原則として行い、」今、松本委員がおっしゃったとおりですけども、「その結果を報告書に記述する。特に、非影響地

域が明確であると判断される場合には、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法を含む協議の結果を記述する。」これは田中委員がおっしゃったとおりですね。「このために、必要に応じて当該地域の環境社会状況に詳しい個人や団体からの情報収集に努める。」こういうことですから、ステークホルダー協議、あえてそういう表現を使わなくてもいいと思います。

○松本委員　なので、ジャワのところでステークホルダー協議と書かれていたときに、それがだれなのかというところがやっぱり明記されて、その協議の内容あるいはここに沿ったら一体それはどこに値するのかが例えば書かれていなかったんですけども、それはやっぱり……

○原科委員長　そう書いた場合は、やっぱり中身は書かなくちゃいけないと困る。

○松本委員　ガイドラインに沿って見ていると、それは一体だれなんだろう、何なんだろう、どういう意見が出たんだろうということは、記述が必要になってくると思うんですけど。

○原科委員長　じゃ、今のことはそういうことで確認しましょう。よろしいですね。

はい、確認できました。

では、ほかの点でいかがでしょう、この4)。大体そんな今のようなことでよろしいですかね。

はい、どうぞ。

○松本委員　私も村山先生のご指摘を確認させていただいて、確かにいただいた環境社会配慮のバンドンのことについては60ページに、これはバンドン市が作成した報告書のところから持ってきたということなので、高梨さんがおっしゃった懸念というのは、特に民間の企業が住民に話を聞きに行つて不満を聴取したみたいな話ではないということで、ご懸念の具体的などころについては多分問題なかったんじゃないかというふうに思います。

あと、実を言うところのバンドンの場合は、表題が実現可能性調査、F Sということになっていました。それでこれはこれだけ踏み込んだのかなと私は一瞬思ったのです。ここはさんざん議論して、これは実現可能性調査じゃないと言いながらも、バンドンについては何か実現可能性調査だったと思うので、ちょっと私が踏み込んで……

○原科委員長　松本委員のコメントにありましたね、実現可能性調査って……

○松本委員　それは、多分私が違うという前提なのかどうなのか、私は実はF Sだから住民協議があったのかなというふうにちょっと誤解をしたんです。

これはF Sじゃないんですよ。確認させてください。もうすごい時間をかけてここで議論したんです。

○原科委員長 FS じゃないですね。昔はFSだという表現を使っていたんで、それが残っちゃった。

○松本委員 FS なんかじゃありませんというご主張……

○原科委員長 FS じゃないということをもう一回確認しておいたほうがいい。

○作本環境社会配慮審査役 FS じゃないです。これではガイドラインが壊れちゃいます。

○原科委員長 じゃ、今のことも確認いたしましょう。FSではありませんということです。よろしければ、次にいきます。

「その他」、その他もこれはできたらグルーピングしたほうがいいのかと思いますけど、1 番目のところの、専門家がどのような専門かということ、これは情報の信頼度といいますか、そういうようなことのために、これは当然専門分野の記述、これはここに書いてあるとおりでと思います。

それから、③の財務分析の指標、これも情報に関することで指標の妥当性です。そういうようなことで、そういう情報の信頼度あるいは正確度というか、そういうようなものがわかるようなこともきちっと書いていただかないといけないと思いますから、①や③はそういうのは範疇だという感じがします。

それから、②番目のenforcement、これは吉田委員のご意見がございました。「途上国政府行政の最大の課題である“enforcement”（執行強制能力）の状況について、もう少し言及すべきである。」これはおっしゃるとおりですね。本当に大事なことで、こういうようなことはやはり別の範疇として考えるべきで、そういう意味ではもう一つ、これに近い範疇といいますか、そういう意味では1 ページの一番下、さっき代替案の比較検討で分けましたけど、「また、「プロジェクト実現のための当該国がなすべき事柄」」、そういうようなことも、同じではありませんけど、似たような範疇かなと、具体化するときに必要な情報としてやっぱりこれは書いていただきたいということだと思います。

それから、「その他」の④ですけど、これは全く違う範疇になると思います。「住民移転が数万人規模で発生しうるとしている案件が含まれており、それらの事業に対する調査内容が他の事業と同等かそれ以下のレベルにある場合がある。」これは相当影響が大きいので、やはり相応のチェックが必要だということで、この段階では難しいと思います。その先の段階で、そういうようなことで、「契約段階での助言と報告書の精査段階でのチェックをより詳しく実施する体制を検討する必要がある。」こういうような意見もいただいております。

それから、⑤番は実施段階での話としてスケジュール問題ということでございます。

大体こういうふうには事務局では整理していただきましたけど、この部分に関しまして、いろいろなものが入っておりますけれども、ご意見ございましたらお願いします。

満田委員、どうぞ。

○満田委員 この②の柳先生のコメントについて、私も全く同感でございます。

○原科委員長 吉田先生ね。

○満田委員 あっ、吉田先生、すみません。それで、要は実施状況、法制度の執行状況については、例えばインドネシアですとかカンボジアなどの案件のうち、例えば一番わかりやすい社会影響に関して住民移転の影響があると思いますが、それに関しては、かなりいろいろな過去の案件ですとか、日本のODA案件もありますし、あるいはNGOが出している調査レポートもあるわけなんですね。あるいは、国際的な機関がさまざまな評価を行っており、それについて文献レビューというものが非常に効果的だと考えておまして、とりわけ過去の案件でどのような問題があったのかということは、今後の教訓として活用すべきなのではなかろうかと思いました。

なおお言いますと、ちょっとこれは私のコメントに書き忘れてしまったんですが、全般的に文献調査が余り十分なされていないんじゃないかという印象を受けまして、とりわけ日本にはなじみがない国ですとか、まだしも例えば東南アジアの国々などは、かなり日本語の情報、英語の情報も、もちろんたくさん情報が出ている国については、過去の類似案件ですとか社会影響の一般的な状況、それについてはもう少し文献レビューをされたほうが、要はその実施機関と割と直接情報ばかりなんですけど、文献というのも重要な情報収集の手段かなと、そういう印象を受けました。

以上です。

○原科委員長 どうもありがとうございます。

確かに文献調査は大変重要な部分だと思います。特に期間が限られておりますから、そのとき集中的にやっていただくにはこういうのが大事ですね。

ほかにごございますでしょうか。どうぞ。

○作本環境社会配慮審査役 今回の満田さんからの貴重なご意見ありがとうございます。満田さんもやっぱりこのenforceのことで報告書を何冊も書いてきて、私とある意味では環境法の同業者という、そういう立場にあるんですけども、ただ、なかなかこれは難しいんですよ。私も10年来このテーマを追っかけてきて、結局自分なりの結論をまだ十分持ち得ていないというようなことなんです。やはりそこで、いろいろ調査に参加してもらってくれる外部の方々

の中に、専門性を持った方もおられるし、場合によっては持っていない場合もある。あるいは、公害防止のほうの技術系の方で、それ以外の経済社会関連の知識を余り持っていない方もおられる。

そういうような場合に、この短い期間でどうやってそちらに私ども引っ張っていけるかとか誘導できるかは容易ではありません。現地の社会経済を見ていますか、セマランの土地へ行ってみましたが、塩水が町まで入ってきますでしょう、そういうような指摘を行いながら、やっぱり行って見て、人が住んでいません、農地でした、周囲は田んぼでしたというようなところをひっくり返すまでに時間がかかるんです。

そういうようなことについて、できれば皆さん方からも、また他の経験等の比較、先行事例、そういうようなものを何かお教えいただきながら発展できればと思います。

○柳委員 enforcementですが、作本さんがアジ研の時代からアジアのenforcementをずっとやってこられて、私もその一部分をお手伝いしたことがありますけれども、どうかとすると、我々は公害問題に対して昭和 30 年代以降、地方公共団体がきっちりとした対応をやって来た。場合によってはきっちりやり過ぎてきたという面もあるんですよ。対応や意識の面で。だからアジアで現場を見ると、計測器一つもなくしてどうするんだというところであきらめてしまう側面があるのではないかと懸念します。だから地元は何もできないのじゃないかという諦念で終わらずに、じゃあ、他の手だてがあるんじゃないかという発想を変えていかなきゃいけないんです。これは日本人がやる時地元で、何かいろんな提案をするとき、オルタナティブとしての、アプロプリエィティブな技術って何なのか、地元にとって何が適正技術なのかということのを常に模索して、それで何か具体的な提案をされていかないと、日本流の今までの公害技術を全部入れればいいんだという発想はやはりおかしいし、適正技術ではないというふうに思うので、ここが悩ましいところだと思います。

○原科委員長 やり過ぎ、そういう意味ですね。適正技術って、やり過ぎたという言い方は誤解を与えるから、適正技術じゃないと、それはおっしゃるとおりです。だから、逆に昔の公害対策の技術を提供してあげて……

○柳委員 そういうことで、確かに日本がやってきた道は、地方自治体の職員も途上国に派遣して、それでいろいろと技術指導をこれまでやってきて、いろんな環境センターをつくってやってきたという実績はありますけれども、やはりどうやってenforcementを確保するのかという問題は今までずっと続いているわけですよ、それでも。

だから、ケースバイケースでしょうけど、何かそこを乗り越えていく、日本がたどった道じ

やない道も途上国は求めていかなきゃいけないんじゃないですか公害技術の発展のプロセスの中で。だから、どうしても我々は最新の脱硫・脱硝装置をどんどんと入れたらいいとか、どうしてもそういう発想にくみし易い、中国のような場合にはそのほうがいいというものもあるんですけれども.....

○原科委員長 そういう人もいますけど、そうじゃなくて、今、柳委員がおっしゃったようなことで、その地域に合った、あるいは日本の昔の技術とかが適応するという活動は並行して行っていますから、むしろそれはきちっとやるべきだと思いますね。我々の大学の先輩で、東京都の大气環境保全で頑張った菱田先輩とか、もう現場でやっておられますから、そういうような方法ですね。

はい、どうぞ。

○松本委員 このガイドラインをつくる議論の中でもあったと思うんですけども、可能であれば、最終報告書が出る前の段階で、ドラフト段階でも、この限られた数の委員の中で、もし何か力になれるようなことがあったら、それはもちろん送っていただいて、多分締め切りは結構厳しいんじゃないかと想像するんですけど、3日以内にお願いますみたいなことを言われる可能性は十分にあると思いますけど、それは多分できる範囲の中で、この中でやっていくことだと思います。もともとは結構そういう気持ちもあって、ファイナライズする前に諮問委員会のほうで何とかかかわれないかという議論をしたぐらいですので。どのぐらい情報をそちらから出していただけるのかわかりませんが、このぐらいのものを出していただければ、事前段階でコメントは出せるんですけれども、すごいもわっとした段階でどこまで出せるか、余り自信がないと言えないですけど。ただその国で一体今までこういう件でどういう問題が起きたんでしょうかというような話であれば、例えばカンボジアであれば、作本さんがもう聞きたくないというぐらいいろんな話をさせていただくことになるかもしれませんし、そういうのはあると思うんですよね。

○作本環境社会配慮審査役 今のお話、ありがとうございます。私ども、委託先との関係で、ドラフト自体のコピーを送るなんていうことは中間でできませんけれども、例えば私が去年悩んでいたのは、今でも悩んでいますけれども、例えばジャトロファですね、こういうようなのが本当に今生態系にとって優しいのかといたら、そういう案件も上がってくると。はっきり言って、私もネットで調べてもよくわかりません。いろんな問題の種にもなっているし、役立つのかもしれないという、そういうようなところで迷っていることがあります。そういうようなときには、またいろいろお知恵をというか知識を拝借させていただきたいことが多々あるか

と思います。よろしく申し上げます。

○原科委員長 何か新しいそういう関与の仕方も考えてもいいですね、何か工夫してね。いい方向に行くようにしたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

○作本環境社会配慮審査役 ちょっとすみません。私は、きょう皆さん方にお忙しい中せっかく来ていただいて、まずお礼申し上げなければいけないんですが、やっぱりガイドライン適用上、幾つかわからないこともあるんです。最も今わからないことが、例えば工業団地内で、これは石油関係の案件もあるわけですが、工業団地内でもう既に区画も決まっている、廃棄物、排水の処理もでき上がっている、そういうようなときに、アセスをもう一回適用する必要があるんでしょうかというのが1つ目の質問です。これはどこの国においても当てはまるかと思うんですが、こういうような事例がある。

あともう一つは、今、私ども、手続の中でスクリーニング様式というのを応募段階で出してもらいます。その段階で、これは環境配慮あるなしで今我々はやっていますが。

○原科委員長 今のご質問の前にといいですか、じゃここで話を変えても。それじゃ、改めてどうぞ。

○作本環境社会配慮審査役 2つ目の質問は、きょう特にご回答をこの場でいただかなくてもよろしいんですが、実際、実務をやっていて悩んでいることでもあります。2つ目が、我々、スクリーニング様式というのを初期段階、応募段階で出してもらいますが、そこで我々事務局は産技と一緒にあって、影響あるなしという判断をつけます。白・黒をつけて、いわゆるカテゴリー分けをするわけです。それによって、その後、報告書の中でもしCカテゴリーで影響がほぼなしだと、8割方なしだというように考えた場合、その段階で環境社会配慮の担当者を外して、それにかかわる経費を全部落として、場合によっては報告書の中からその環境社会配慮1章を落とすというところまで進んでいいものかどうか、あるいは前任でおられた清水部長のように、環境社会影響のないことも含めてこれで調査を行うのが趣旨であるかという点であり、私はいまだにわからないままの状態です。ご意見がこの場でも、あるいは将来でもいただければありがたいと思います。

以上の2点です。

○原科委員長 じゃ、2つあったから順番にいきましょう。最初の……。

時間が今5時になりまして、あと30分ありますので、若干は大丈夫ですね。あと、これの意見書（案）にいく前に、今のことでもしあれば、若干の時間で。もし特にこの場でレスポンス

スがあればということにしましょう。

どうぞ、廣田委員。

○廣田委員 最初のご質問で、工業団地内でのケースですけれども、私どものところに回ってきた案件では、スクリーニングの結果、カテゴリAになった場合は、E I Aは必須ということにしておりますので、工業団地内であろうと、カテゴリAであれば、私どものところではE I Aは出してくださいということになります。

あと、具体的には、例えば中東の工業団地の中のプロジェクトであっても、温排水が近くの海洋生態系に影響を与えとか、そういったケースもございますので、やはり工業団地内であってもそういった確認というのは必要だというのは一般論として言えるかと思えます。

あと、私どものケースでは、J B I Cの場合、スクリーニングして一たんカテゴリ分類をした後、審査を進めてみて、必要な場合はカテゴリの分類の変更というのも行います。ですから、BからAになることも論理的にはあり得ますし、カテゴリが下がるというケースは、実際にはないと思うんですけども、ちょっと具体的な例によって、場合によっては調べてみたら全然影響がないねというのがわかったということであれば、それはカテゴリがBからCに落ちるといってもひょっとしたらあるかもしれないです。スクリーニングの段階での情報が不十分だった結果、下がるということも論理的にはあり得ると思えます。

○原科委員長 ほかに。私も工業団地に関しては今おっしゃったような対応でよろしいかと思えます。これはよく発電所のリプレースのときに、もうあるんだからいいという話があるけど、実際はそうもいかないもので、やっぱり対象にしますよね。いろんな状況、周辺環境が変化したり、それから新しい状況になりますので、昔の状況がそのまま現在も生きるとは限らないんですよ。ですから、工業団地をつくるときはしっかりつくっても、その後いろいろ周辺というのが変わってくればまた変わってまいりますのでその確認、結果として問題がなければ非常にいいわけですけど。ですから、その場合恐らくアセスもそれほど手間がかからないはずですね、そういうところは。問題事項が少ないですから。

どうぞ、松本委員。

○松本委員 2番目ですけれども、清水前部長は全く環境社会面で影響がないものと可能性のあるものという言い方であって、作本さんは8割とおっしゃいましたよね。清水前部長は、僕の認識では、もう絶対これはないでしょうというもの除きそれ以外はやると。でも、8割だったらそれは必要じゃないですかと言います。けれど、今までの認識では、絶対これはないよねというものを外すということです。その「8割」がどこから出てきたかわかりませんが、

基本的に私の理解では、絶対ないよねというものはじくというのがスクリーニングだというふうに理解しています。

○作本環境社会配慮審査役 極めて狭い範囲の場合に、かなりの確度で影響がないという場合、極めて5%未満ぐらいの……。

○柳委員 その2番目の問題で、今回の案件で8のフィリピンの案件がありますよね。あの報告書には、C案件だからということが書いてあるわけですよ。だから、カテゴリーCだというふうに明確に書いてあって、えっ、本当というふうに思ったわけですよ。これはちゃんとアセスをやらなきゃいけない案件じゃないですかと。だから、そこら辺のカテゴリー分類に対する、何が環境影響で何が環境影響でないかというのが、事業者というか調査者が恣意的に判断されると、これは困るわけですよ。だから、やっぱりちゃんと報告書をつくっていただいて、社会環境配慮も検討していただいて、第三者がそれをちゃんと判断していただいて、どちらなのというふうに決めていただかないといけないんじゃないですかね。

○作本環境社会配慮審査役 今回のデジタルの案件と、もう一つは宇宙衛星からの石油探査という2件が今回は恐らくしやと思ったんですが、柳先生からのご指摘はメモでいただいているとおりでありますけども、ただ、その今のタワーをつくる場合、鉄塔をつくる場合、あるいは廃棄物の問題、2点が特に重要かと思うんですが、廃棄物に関しては、日本とちょっと違いまして、デジタル化と同時にアナログも併用すると、旧来の方式も両方使うんだという話を聞いております。ですから、廃棄物はかなりというかほとんど出ないんだという話を聞いております。

あと、鉄塔も低いので、話の中では影響は小さいんだというようなことを聞きますと、これはもう話の過程の中で落としちゃっていいのかなという、Cカテゴリーというのもあり得るのかなというのがちょっと私も迷った次第です。

○柳委員 本当は問題があるみたいですよ。

○原科委員長 セーフガードということで、安全側にやっていただいたほうがいいように思います。

それでは、今の件はそういうようなことで、この段階では踏ん切りをつけます。

では、意見書作成のための討議資料、今、中身をよく議論していただきました。大体このような意見ということで。

そうしますと、以上の意見を踏まえまして意見書を出さなきゃいけないということで、意見書(案)を手回しよく用意していただいています。ただ、これはこういう恰好でどうでしょう

かとことですね。たたき台みたいなことで用意していただきまして。どうぞ、ちょっとご説明ください。

○事務局（柴田） それでは、簡単にご説明します。

資料3ですけれども、委員会のほうからジェットロに対して全体的な総括としてご意見を出していただくということで、勝手ながら私ども事務局のほうで素案をつくらせていただきました。

表紙1枚目は、鏡ですけれども、「平成20年度におけるジェットロ実施事業について、環境社会配慮の実施に関する規程第3条第3項に基づき、別添のとおり意見いたします。今後のジェットロ事業実施にあたり、これらの意見を参考としていただくようお願いします。」という文言にさせていただいております。

2ページ目に、意見書（案）というものをつくらせていただいております。これは前回7月10日に行いました諮問委員会のご意見とあわせて今回コメントを出していただいたもの、それを簡単な文言でまとめさせていただいております。

1. は貿易投資促進事業、CSRのほうですけれども、これは前回の諮問委員会の中で、あまりご意見、ご質問というのは議事録を見る限り多くはなかったんですけれども、大体このような内容でまとめてもよろしいのかなと思ってつくらせていただきました。「各種事業や温室効果ガス排出削減、グリーン調達などの実施に関しては、問題なく遂行していると思われる。今後もCSRの観点から環境に関する規制や不確実性の高い分野に対しての注意喚起など、環境に影響が起きないように配慮して事業を実施されたい。」このようなトーンで前回は進んだかなというふうに記憶しております。

2. については、今まさにご議論いただいた内容のものを、さらに簡便な言葉にして置きかえております。すべて網羅しているとは思いませんけれども、このような形にさせていただいております。

「案件形成段階における環境社会配慮として、ガイドラインが概ね適切に運用されていると考えられるが、報告書記述内容の質に違いが大きいように思われる。調査の質の向上を図るよう更に努力していただきたい。また、ガイドラインの運用にあたっては、調査実施企業の負担も勘案しつつ、以下の事項に留意されたい。」ということで7項目つくりました。

「1）重要な情報については、その根拠を掲載すること。 2）できるだけ全ての環境をチェック項目について記載するよう指導してほしい。また、今後は新JICAスクリーニング様式の活用も考慮すること。 3）環境社会影響に関する情報把握が不足しているものが見受けられる。より幅広い社会影響についても調査の対象とすべきである。 4）全体として比較検

討に関する記述が少ない。他の選択肢との比較検討や「プロジェクト実現のための当該国がなすべき事柄」については可能な範囲で記述すべき。 5) 予備調査段階でのステークホルダー協議は住民をミスリードしないか心配である。ステークホルダー協議を実施する場合は、必要に応じて、当該地域の環境社会状況に詳しい個人や団体からの情報収集に努め、情報収集を行った場合は、その結果を記述すること。 6) 事業の必要性（需要予測）や緊急性および妥当性について議論する場が、将来的に先方の事業実施機関によつて的確に設定されることが必要と考える。 7) 住民移転が数万人規模で発生しようとしているような案件については、ガイドラインで求められている事項について、契約段階での助言と報告書の精査段階でのチェックをより詳しく実施するべき。」この7項目に書かせていただいております。

文言の書き方あるいはこれは追加するべきとかいうようなことは、ここでさらにもんでいただければと思います。また、書き方に問題があるということであれば、どしどし言っていただければと思います。よろしくをお願いします。

○原科委員長 これは、今たたき台の案を出していただきましたが、文章は私が責任を持って書き直しますということになりますね。

どうぞ、満田委員。

○満田委員 先ほどコメントさせていただいたことの繰り返しも多いんですが、やはりこの1から7までの中でちょっと言い足りていないこともありますので、そこについては後ほどコメントを送るような機会があってもよろしいでしょうか。

○原科委員長 この場であれば、まず簡単に言っていただくということで、確認のために言ってください。

○満田委員 了解です。今、私が気になった点は、2.の「案件形成調査事業」について「ガイドラインが概ね適切に運用されていると考えられるが、」というところはちょっと言い過ぎかなと、別に不適切だということを強調したいわけではないんですが、その記載内容等について十分でない点もあるなという印象を持った案件もございますので、ここはここまで書かないほうがいいのかと思いました。

それから、私個人の意見としては、報告書記述内容の質の違いというものよりも、特にその下の2)、3)、4)あたりと関連していると思うんですが、どの調査が実施されていないか、要は、例えばチェック項目に照らして見て、もちろん先ほど申し上げたように、やっていない調査があつて当たり前だと思うので、今後こういう調査が実施されるべきだと思うというやっていない調査の洗い出しということが非常に重要かなと思っております、2)から4)

までについては、要は、将来的に実施すべき調査についての提言というようなものがより重要なかなというふうに考えました。

それから、6)に一部書かれているのかなと思ったんですが、先ほど私が最初に問題提起させていただいた、要はこの案件自体が調査報告書の内容ではなくて、案件自体の今後の事業化、ある案件については安易に事業化するのが非常に不適切かもしれない案件もあるように思われまして、つまり事業化についてこの委員会が意見を述べるようなというか、この中に述べてしまえば一番いいとは思いますが、事業化について十分慎重に検討すべき案件もあったということは、何らかの形で入れたほうがいいのかなということを感じました。

以上です。

○原科委員長 今のご意見に対していかがでしょうか。

1つは、最初におっしゃったのは、今後どういう調査をするべきか、これはもうそういう趣旨は大事だと思いますけど、今後の事業化に対するコメントで、これは中には慎重に検討すべきものもあったというようなことで認識してよろしいでしょうか。中には、ですから……

○村山委員 まとめ方ですが、1枚にまとめていただいた努力に関しては非常に敬意を表しますが、あえて1枚にする必要はないような気がします。むしろ討議資料に即してもう少し内容を加えてはどうでしょうか。

○原科委員長 これを使ったほうがいいと。これを整理しなさいと。

○村山委員 その上でなんですが、むしろそのガイドラインの項目に即して整理してもよいのではないかという気がします。例えば案件発掘段階での質問項目に関しては、高梨委員のご意見が今の段階では抜けているような気がしますし、その後の調査実施段階についても、むしろ討議資料のまとめ方のほうがわかりやすいと思います。

○原科委員長 さっきの情報の信頼度で、専門性がどうかとか、それからいろんな指標のとり方とか、そういう妥当性の……

○村山委員 その上で満田委員のご意見を皆さんが同意されるのであれば加えるというような感じかなと思います。

○原科委員長 松本委員、どうぞ。

○松本委員 それとも満田さんの意見を今ちょっと議論しますか。

○原科委員長 それ以外にね。

○松本委員 議論するポイントをもう少し上げさせていただけると。

○原科委員長 そうですね、じゃどうぞ。

○松本委員 私も村山先生の今提案にあったガイドラインに即してというのがいいかなと思っているんです。その上でですが、まとめていただいた中で、私のコメントをガイドラインに照らし合わせて見ると、実は私はガイドラインの2ページ目の「社会環境と人権への配慮」のところで、ビルマ（ミャンマー）について指摘をさせていただいています。つまり、タイの案件という名前ですが、実質、ビルマ（ミャンマー）が入っております。

やはりこういう国に対してどういうアプローチをするかということは、私はコメントしていますので、ぜひ含めていただきたいなというふうに思っています。

○原科委員長 はい、どうぞ。

○田中委員 満田さんのご意見のところをちょっと補足する意味で申し上げたいと思うのですが、私も、最初に申し上げましたように、円借款にかかわる案件形成、これはJICA、私どもの仕事のほうにかかわっている部分もありますので、かなり読んだつもりなんです。

それで、お配りになられているコメントという資料集がありますけども、その真ん中よりちょっと前あたりに、私が書いた「平成20年度円借款案件形成等調査」ということで、アンゴラのナミベ港からずっと書いてあります。そこのところでちょっと簡単に要旨だけ申し上げて、満田さんのご意見に補足させていただきます。

私ども、問題があるということばかり言うのじゃなくて、何か次のステップに役に立つような建設的なところも申し上げるべきかなと思って、その辺も少し入れている部分もございます。

まず、ナミベ港につきましては、その一番下の4-1ページに「住民移転」ということで、優先度の高いCというところについていろいろ表記がございました。写真も結構たくさんあって、実際に移転するような人たちにヒアリングもされていて、私がいただいた資料の中では、これが社会調査として調査団の中での社会調査をやった人の努力が、一番されている案件かなというふうに思った次第です。これだとJICAでやっている環境社会配慮の団員がやるレベルに近いものがあったのかなと思っています。

ただ、このナミベの港湾開発というのは非常に規模も大きくて、コンテナ基地も非常に大規模なものですので、そのいわゆる妥当性ですとか、そういったところは次の議論になると思いました。

それから、次のインドネシア・ジャワ島の高速鉄道なんですけれども、ここにつきましては、その一番下から4行目に、私どもJICAで本件高速鉄道建設事業と直接かかわるものではありませんが、ことしの2月にインドネシア国中部ジャワ地域鉄道システム計画調査の最終報告書というのがまとめられています。これは、この将来のジャワの高速鉄道が通る実際の中部地

域の鉄道をどうするかという部分でかかわってくるものですから、非常に大事になってくると思います。

次のページに書いておりますけれども、この調査では、いわゆる従業員の教育不足が鉄道サービスの非効率化を起しているとか、鉄道施設の劣化や鉄道車両の老朽化、こういったものも水準を下げていると、こういったことが具体的に書かれてあります。逆に言いますと、円借款事業としては、むしろこちらはかなり近い将来の段階でこれをきちんとやっていけば、この中部地域の鉄道というのはシステムが非常にいいものに改善できるというような報告書に一応なっているんですね。

ジャワの高速鉄道というのは、非常に長い距離の鉄道計画ですので、こういった中部なら中部を一步ずつ改善することの中で、将来の高速鉄道を通す議論もそこであるかもしれませんが、用地買収もそういった中部地域鉄道のまず改善をするときに議論をしていくということだっこれはできるわけですから、具体的にこういったことがあるということもご存じかもしれませんが、ジェトロの報告書の中に本当は記載があってもいいのかなと思った次第です。

これが無くして、ただ高速鉄道計画のみをやっていると、これは同じODAで今後、もしやっていくとしたら、何であるときそういった情報がなかったのですかと聞かれたときに、困ってしまうのかなと思った次第です。

それから、その下の5万4,000人の住民移転、これはフランスのTGVの話ですけど、これは10年以上前の情報で、そのあたりのフォローなんかも本来はこういった案件形成の段階で、現在はどうなっているというあたりを書かれるといいのかなと思いました。

また、次のページの3-13に「地盤沈下の問題」と書いたのですが、これは実際にJICAで調査をしている人にも聞いてみたのですけれども、この地盤沈下が結構今深刻な鉄道案件の問題になっていて、ここを改善しないとなかなか鉄道改善は難しいというような話がございましたので、こういったあたりも報告書に今後載せていくということも大事かなと思った次第です。

それから、次のページ、ベトナムの南北高速鉄道というのがございましたけれども、これにつきましても、JICAが平成12年に最初の最終報告書を作り、これはベトナム全体の運輸交通開発戦略ですけども、それを見直して、平成19年に事前調査報告書というのが出されまして、VITRANS 2という調査が今動いております。この中で実際の鉄道案件も具体的に将来こういう形が望ましいのではないかというような提案も出ていますので、やっぱりこういったものとのリンクも、きちんと案件形成の中に入れていかないといけないかなと思っていま

す。

その中に、今回の報告書の中で、真ん中あたりですけれども、本プロジェクトに必要とされる必要資金規模に関して、「主たる課題は、予想される必要資金規模がベトナム経済および金融資本市場全体に比して突出していることにある。」というような表現がございましたし、「国内航空に対する高速鉄道の競争についての懸念から、十分な収入を得られないのではないかとの見方がある。」こういった記載もございました。これは正直に書かれてあるなというふうにも思った次第なんです。

ですから、こういった状況の中で、この高速鉄道は、資金調達計画に限っておりますけれども、緊急なニーズというところが、私は読んでいて疑問で、本当にこれは緊急性について、どれだけ説得力が出てくるのかというところが課題ではないかなと思ったような次第です。

それから、カンボジア・プノンペンの新都市交通システム、これは本調査全体を通じてということなのですけれども、8.5キロメートルで3億9,000万ドルと、かなりカンボジアにとっては大きな金額の工事です。その中で、必要性、緊急性、妥当性などについて、これから議論も行われてくるとは思うのですが、これは松本委員も書かれてあったのですけれども、事業費の単位が億ドルではなく100万ドルに訂正をお願いしたいと私は書いたのですが、あれはもうオフィシャルに出されてあるのですでしたら、億ドルと100万ドルでは、もう全然けたが違うので、そのあたり最終チェックをもちろんされてはいるのだと思うのですけれども、ちょっと私には考えられませんでした。このあたりのところは慎重にやっぱり報告書としては、特に単位ですね、出していかないと、調査自体がどうなのだと逆に言われてしまうことがあるといけないのかなと思いました。

それから、次のフィジーのワイロアというところの発電所ですけども、これは拝見しております、非常に具体的で、F/Sレベルですごくしっかりしているなと思えば、既にこれは平成19年度の発掘型案件形成でやられているということで、確かにそのデータがいっぱい詰まって、一番分厚い報告書だったのですけれども、しっかりとやられているなという感じがいたしました。

ここで、調査スケジュール表というので2008年から2014年までとか書かずに、調査が終わって、これを具体化する時の1年目から7年目というような書き方にされているところについては、私はこれは非常にいい書き方だなと思いました。もう年度ありきで、いついつまでにすぐ実施にいかなくちゃいけないという書き方になっていないのは、評価されるのかなと思いました。この案件をもしフィジー政府でやろうということになった場合は、私どもJICAもフ

イジーの環境省とか公共事業省の方の環境研修でもう何人も日本にお呼びしていますので、そういった人たちをご紹介して、もっと具体的に本件の環境社会配慮をどうするかとか、そういったところは将来的に、もし動くのであれば手伝う可能性もあるのかなと思った次第です。

最後に、インドネシアの東部の小規模地熱発電所ですけれども、これについては、次のページの還元井、これは生産をする井戸のほかに必要なリインジェクションの井戸なのですけれども、これにつきましては、世界銀行がフィリピンのレイテ島でトンゴナン地熱発電所というのを建設支援する際に、この還元井を非常にきちんと設置支援した事例がございます。私ども J I C A も 3 回ほどこの現場に行って、環境社会配慮、住民移転も含めて還元井の問題など、これも環境社会配慮研修をやったりしておりましたので、この案件がもし将来的に動くのであれば、そういったところの情報も使っていただける可能性があるのかなというふうに感じました。

その後ろについておりますのは、環境社会配慮審査会の鉄道案件でインドの幹線貨物鉄道に関する答申書です。今動いている案件ですが、相当厳しい意見がたくさん出ております。これがホームページ上に公開されておりますので、私ども J I C A としても、こういった答申情報の公開というのは非常にやっぱり重要だなというふうに感じております。

報告書を短い時間で読ませていただいただけの感想ですけれども、6,000万円の価値を持ってやっておられる報告書と、もう少し努力されたほうがいいんじゃないかというような報告書もあるという印象を、これは個人的ですけれども、感じた部分もございました。

以上です。

○市原産業技術部長 すみません。事業実施部署の産業技術部の立場からの発言でございます。

私ども、特殊法人から独立行政法人になりまして、こういう事業もいわば一入札者として受託することになりました。入札に参加して、他の競争者がどうなっているか私どもにはわかりませんが、事業をとらせていただいて、発注者の指示のもとに事業を的確に遂行するという位置づけになっております。そんな中でジェットロは、この事業を進めるのに必要なこととして、環境社会配慮ガイドラインを作成しています。また、発注者との関係で、報告書の納品に至る過程で起こったことは契約書上、表に出せないという扱いになっておりまして、そういう意味でも発注者の指示に従って仕事をする立場に今なっております。

大臣の監督のもとに特殊法人として、いわばどちらかというところとイーブンに近い立場で仕事をしていたのと違い、独立行政法人になったことによって、一受注者でしかないという位置づけになりました。それでもジェットロは、環境社会配慮が必要だということで、いわば事後評価として次年度事業において努力をするための助言をいただくため、この機関を設けさせていただ

きました。そういう意味では、個別事業に関していろいろご意見いただいても、それは実はこの委員会のマニデートと違ひまして、出来ないことに関する助言をいただいても非常に困ってしまいます。ジェットロが次年度以降このガイドラインに沿って案件の監理が適切にできるようにするために、必要なことを挙げていただけませんか。

委員会設置の目的については、これまで何度かこの場で議論になったと、私も過去の議事録で拝見しておりますが、ぜひそのような方向で意見書をまとめていただけるようお願いいたします。

○原科委員長 田中委員からの具体的なご紹介がありましたので、今、産業技術部長がおっしゃったような趣旨でまとめるためにもいい情報だと思いますので、そういう具体的なものを参照しながらまとめたいと思います。

ほかにご意見ございますでしょうか。もう時間をオーバーしましたので、そろそろきょうはここまでにしたいと思います。

これでもう委員会を閉じていいですか。あるいはもう一回開いたほうがいいかということですが、どうでしょうか。

はい、どうぞ、高梨委員。

○高梨委員 ここでちょっと案としてジェットロさんからいただいたものの中で、すべての環境チェック項目について記載するというご意見があったわけですがけれども、ただ、先ほどのJBI Cさんのをもとにしていると、住民への説明会みたいな項目があるんですね、やっぱりそれがステークホルダー協議とさっき混乱して、松本さんなんかははっきりしてもらいましたけどね。現地の実施機関との協議という意味で使われたのがステークホルダー協議、だからそういうふうなところ、それから一番難しいのは次の段階について、満田さんみたいにどうコメントをするのか。一応環境社会配慮には次に続く場合こういうような点がありますよというのが書いてあるのがあったと思うんですけど、そうすると、先生、これは座長のほうで書き直しをして。

○原科委員長 やっちゃおうと思ったんですけど、今みたいなことをちょっと議論をもう一回やったほうがいいような感じもしてきまして、どうですか、もうこれで委員会としては終わって、あと座長とのやりとりでよろしいでしょうか。それとももう一回短時間でもやりましょうか。多分この報告案は文章は全部変わります。だから、単なる文言のやりとりの話にならない可能性があるんです。もう一回やったほうがいいかな。

どうぞ。

○田中委員 最初に申し上げましたように、分厚い資料を環境班の皆さんが苦勞してつくってこられたのを私たちも努力して見たつもりなんですね。コメントはそれなりに責任を持って、これは委員個人の名前でですけれども、書いたつもりなんです。ですから、そのあたりは次のステップに活かしてもらえるかももらえないかは、これはわかりませんが、活かしていただけるように、そのドキュメントは何らかの形できちんと整理して、私は、申し上げましたように、公表していただくような形が、JICAの場合はそうしていますので、それが望ましいと思います。

委員の皆さんで、どうしても自分はそれは望まないというのであれば、そのかたはそれでもいいですけれども、問題ないという人は、それはちゃんと残しておいたほうがよろしいんじゃないでしょうか。じゃないと、この委員会でせっかく議論したことが何か次のステップに生きてこないのかなと、そういうふう感じたのですけれども。

○原科委員長 そうしましたら、どうしますかね、もうきょうはこれで切り上げないといけないんで、私は次の予定が6時から入っていますので、これで失礼しますが、もう一回開きますか、委員会を。

事務局、どうでしょう。開くことは問題ないのかな。余り時間はかけず、今度は2時間以内に、短かめにしたいと思いますけど。私もちょっと忙しいので、厳しいから余り簡単じゃないのですが。今急には言えませんが。10月、私は海外出張がちょっと長目に、10日程度あります。その後ぐらいにもう一回開くと、そうしましょうか。それで文章を直して。

○松本委員 テーマとしては、意見書の内容とコメントの公開の扱い。

○原科委員長 ちょっとこの場で即決できない、よく考えなきゃいけないので。だから、そういう議論をすると。

日程調整は今この場で急に私は難しいので、後でやらせていただきましょうか。10月の下旬、一月後。ちょっとできませんね、どうですか、日程調整。26日の週ですね、やるとしたら。ちょっとこのままどっどっど直しちゃったんじゃないですか。メールのやりとりという方法はありますけど。

○高梨委員 きょうは清水さんがいないから、大分ジェトロさんのほうが静かですけどね。現実にはやるとなると結構大変だと思う、職員の方。

○作本環境社会配慮審査役 私はもう今回で……

○高梨委員 田中さんみたいに厳しい意見が出てくると、どうやって報告書をちゃんとチェックできるか、松本さんも目を光らせていると、あんな短期間にドラフトのレビューなんてでき

るのかなとちょっと思っていて、実施の、本当の実行をプラクティスか何か本当なるのかなと
思っ

○作本環境社会配慮審査役 ちょっと事務局からなんですが、できることならば、もう新しい
案件が動いている時期なんですね。もう既にプレゼンが始まっていて、そっちのほうのコメン
トを私も書かなきゃいけないということで、できることでしたらもう早い段階で、これは後で
引き継ぐということを含めて、会議は今回で終えてもらえるとありがたいんですが。

○原科委員長 そう言ってもらくと、会議をしないほうがいい。

○作本環境社会配慮審査役 ええ。やはり事務局の資料づくりの手間がありますんで、ちょっ
と率直に言わせていただきました。

○原科委員長 いや、だから単純なんですよ。報告書の文章を変えなきゃいけないから、それ
は議論が必要だと思うんですよ。それともメールのやりとりでよければ、私がもう書いちゃっ
て回答しますけど、多分そうすると議論が生まれるかなという感じがする。

大丈夫、いいですか。

○松本委員 原科先生が案をつくって、その案に対してもコメントが噴出するようであれば
開かざるを得ないですね。

○原科委員長 じゃ、コメントの出方によって開くようにしましょう。

○松本委員 ただ、次も原科先生のほうから、きょうの議論とこの事務局案を踏まえて意見書
(案)をつくっていただいて、メールベースで一応みんなに回した上で。

○原科委員長 じゃ、メール委員会にしましょう、一応。ただ、メール委員会で不十分だった
ら会議ベースと。

○松本委員 ただ、紛糾することがあれば、やむを得ませんので事務局にお願いして。

○原科委員長 じゃ、第4回委員会はメール委員会といたします。いいですか。

どうぞ、村山委員。

○村山委員 まとめる際の基本的な方向として、ガイドラインには、先ほど市原部長がおっし
ゃったように、次年度以降の事業に対する助言が基本だと思います。ですから、意見書本体に
はやはり全体的なコメントをまとめて、次年度に生かせるような内容にしてはどうかと思いま
す。

ただ、かなり案件によっては、田中委員のように、個別の非常に具体的なご意見もあります
ので、それにプラスアルファの形で意見を加えてはどうでしょうか。

○原科委員長 おっしゃるとおりです。だから、そのための私が申し上げたのは、その中身を

具体的に図るためには、別の事例も紹介しないと説明になりませんという意味です。だから…
…

○村山委員 そちらのまとめ方のほうに少し時間がかかるかもしれません。

○原科委員長 じゃ、皆さんにそれをご意見をいただいて。

○田中委員 参考として、そういう形でまとめるということであれば、それは参考でよろしいと思うんですね。ただし、それも何にもないまま1枚紙か2枚紙でまとめましたというのであれば、何のためにあれだけの量のものを読んだかということがわかりませんし、私どもは円借款業務をこれから本当にやらなきゃいけないので、せっかくこちらで案件形成をやられたものが、いい円借款につながるようにはどうしたらいいかということをやっぱり真剣に考えていったほうがよろしいと思いますので、参考文献として公表させていただければいいかなと思います。

○原科委員長 なるほど。じゃ、その作業は私1人だけでは大変なので、村山先生とか、おつき合いいただいたほうがいいか。

○村山委員 副委員長にぜひ。

○古谷総務課長 私が申し上げるのも僭越なんですけども、先ほど産技部の部長が申しあげましたとおり、お願いしておりますのは、ジェットロにおける環境社会配慮全体についての助言でありまして、その中で、特にこの案件形成にかかわる部分については、環境社会配慮に近い話ということで、それで実際に昨年度のレポートを読んでいただいて、今日いろいろ意見をいただいたわけですが、前回開催したこの場でも、いただく意見というのは、来年度に資するような、次年度以降の活動に資するような横断的な、あるいは共通項目あるいは留意点、これを抽出してまとめていただくということにしております。

したがって、個別のレポートについて、これが書き切れていない、あるいはここが不足しているということをお願いするのは、その作業の過程としてやっていただいた点は大変感謝しておりますけれども、それを我がジェットロがいただいて公表するというのは、やはりこの会議の趣旨とは異なるわけですから、そこは別に考えていただければと思います。

○原科委員長 個別のレポートを評価するというのは趣旨ではありませんから、私が申し上げたのは。ですから、そういう横断的なことを書くために具体的なファクトがないとだめですから、そういう意味での参考資料です、位置づけは。そういう意味で申しあげました。

だから、個別のレポートの評価をしようということではありません。おっしゃるとおりです。ただ、ファクトがないと、ただ文言だけだと、じゃ根拠は何だとなっちゃいますから、その根

拠としては、やはり個別で得たものを参照しなければいけない場合があると思います。それが逆に皆さんにもインセンティブを与えるんでしょう。よく書けたレポーターはこういうレポーターだって、それを参照してもいいんじゃないですか。

○松本委員 総務課長のご指摘はもっともだと思いますが、一方で、このご時世、ここに来て委員もこの案件に対して何らかの責任を負うんですね。将来的にこの案件が動き始めたときに、スタート段階でどんな議論をしたんだということを私たちも問われるんであって、ジェトロさんも自分たちの責任範囲を明確にしたいかもしれませんけれども、私たちが提案をした意見の責任というものはちゃんととらなきゃいけない。

そういう意味では、先ほど田中さんもおっしゃったように、私たちは一応こういう根拠の上でこういう意見をお出ししているんですということはやっぱり私たちとしても出さない、しっかりと責任はとれないというふうには思っています。

○原科委員長 そうです。申し上げますけども、公文書管理法が通りました。これは、根拠を正確に示すことを我々は求められているんです、義務づけられて。その精神でありますから、当然根拠は示さなければいけないんです。だから、そういう意味です。個別のレポートを評価するという意味ではありませんが、それさえないんだったら、ちょっとこれは説得力を欠きますから。これは公文書管理法の趣旨に反しますよ。そういうことなので、これはきちっとやりましょう。だから、誤解のないようにお願いします。

それでは、時間が参りましたので、ちょっと私、時間が本当厳しいですね。15分じゃ移動できない。

じゃ、きょうはここまでにいたしましょう。

では、確認いたします。メール審議で第4回はやるということで、かなり議論がややこしくなりましたときは、やむを得ないのでもう一回やりますけども、そんなふうに進めます。

では、どうもありがとうございました。

午後5時44分閉会